

## 目 次

<b>第9編 公園編</b> .....	1
<b>第1章 基盤整備</b> .....	1
<b>第1節 適用</b> .....	1
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> .....	1
<b>第3節 敷地造成工</b> .....	2
1-3-1 一般事項.....	2
1-3-2 表土保全工.....	2
1-3-3 整地工.....	2
1-3-4 掘削工.....	2
1-3-5 盛土工.....	2
1-3-6 路床盛土工.....	2
1-3-7 法面整形工.....	3
1-3-8 残土処理工.....	3
1-3-9 路床安定処理工.....	3
<b>第4節 公園土工</b> .....	3
1-4-1 一般事項.....	3
1-4-2 小規模造成工.....	3
1-4-3 残土処理工.....	3
<b>第5節 植栽基盤工</b> .....	3
1-5-1 一般事項.....	3
1-5-2 材料.....	3
1-5-3 透水層工.....	4
1-5-4 土層改良工.....	4
1-5-5 土性改良工.....	5
1-5-6 表土盛土工.....	5
1-5-7 人工地盤工.....	5
1-5-8 造形工.....	6
<b>第6節 法面工</b> .....	6
1-6-1 一般事項.....	6
1-6-2 材料.....	6
1-6-3 法面ネット工.....	7
1-6-4 植生工.....	7
1-6-5 法枠工.....	7
1-6-6 編柵工.....	7
1-6-7 かご工.....	7
<b>第7節 軽量盛土工</b> .....	7
1-7-1 一般事項.....	7
1-7-2 軽量盛土工.....	7

第8節 擁壁工	8
1-8-1 一般事項	8
1-8-2 材 料	8
1-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）	8
1-8-4 現場打擁壁工	8
1-8-5 プレキャスト擁壁工	8
1-8-6 補強土壁工	8
1-8-7 コンクリートブロック工	8
1-8-8 石 積 工	8
1-8-9 土 留 め 工	13
第9節 公園カルバート工	14
1-9-1 一般事項	14
第10節 公園施設等撤去・移設工	14
1-10-1 一般事項	14
1-10-2 公園施設撤去工	14
1-10-3 移 設 工	14
1-10-4 伐 採 工	14
1-10-5 発生材再利用工	14
<b>第2章 植 栽</b>	15
<b>第1節 適 用</b>	15
<b>第2節 適用すべき諸基準</b>	15
<b>第3節 植 栽 工</b>	15
2-3-1 一般事項	15
2-3-2 材 料	17
2-3-3 高木植栽工	20
2-3-4 中低木植栽工	21
2-3-5 特殊樹木植栽工	21
2-3-6 地被類植栽工	21
2-3-7 草花種子散布工	22
2-3-8 播 種 工	22
2-3-9 花壇植栽工	22
2-3-10 樹木養生工	22
2-3-11 樹名板工	22
2-3-12 根囲い保護工	23
2-3-13 芝生保護工	23
2-3-14 壁面緑化施設工	23
<b>第4節 移 植 工</b>	23
2-4-1 一般事項	23
2-4-2 材 料	24
2-4-3 根回し工	25
2-4-4 高木移植工	25
2-4-5 根株移植工	25

2-4-6 中低木移植工	26
2-4-7 地被類移植工	26
2-4-8 樹木養生工	26
2-4-9 樹名板工	26
2-4-10 根囲い保護工	26
<b>第5節 樹木整姿工</b>	26
2-5-1 一般事項	26
2-5-2 材料	26
2-5-3 高中木整姿工	26
2-5-4 低木整姿工	27
2-5-5 樹勢回復工	27
<b>第6節 公園施設等撤去・移設工</b>	28
2-6-1 公園施設撤去工	28
2-6-2 移設工	28
2-6-3 伐採工	28
2-6-4 発生材再利用工	28
<b>第3章 施設整備</b>	29
<b>第1節 適用</b>	29
<b>第2節 適用すべき諸基準</b>	29
<b>第3節 給水設備工</b>	30
3-3-1 一般事項	30
3-3-2 材料	30
3-3-3 水栓類取付工	30
3-3-4 貯水施設工	31
3-3-5 循環設備工	32
3-3-6 散水施設工	33
3-3-7 作業土工（床掘り・埋戻し）	33
3-3-8 給水管路工	33
<b>第4節 雨水排水設備工</b>	34
3-4-1 一般事項	34
3-4-2 材料	35
3-4-3 調整池工	35
3-4-4 貯留施設工	35
3-4-5 作業土工（床掘り・埋戻し）	35
3-4-6 側溝工	35
3-4-7 管渠工	36
3-4-8 集水柵・マンホール工	37
3-4-9 地下排水工	37
3-4-10 公園水路工	37
<b>第5節 汚水排水設備工</b>	38
3-5-1 一般事項	38
3-5-2 材料	38

3-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し）	38
3-5-4 管渠工	38
3-5-5 汚水樹・マンホール工	38
3-5-6 浄化槽工	38
<b>第6節 電気設備工</b>	39
3-6-1 一般事項	39
3-6-2 材料	39
3-6-3 照明設備工	39
3-6-4 放送設備工	40
3-6-5 作業土工（床掘り・埋戻し）	40
3-6-6 電線管路工	40
<b>第7節 園路広場整備工</b>	40
3-7-1 一般事項	40
3-7-2 材料	41
3-7-3 舗装撤去工	41
3-7-4 舗装準備工	41
3-7-5 アスファルト舗装工	41
3-7-6 排水性舗装工	41
3-7-7 透水性舗装工	42
3-7-8 アスファルト系舗装工	42
3-7-9 コンクリート系舗装工	42
3-7-10 土系舗装工	42
3-7-11 レンガ・タイル系舗装工	43
3-7-12 木系舗装工	43
3-7-13 樹脂系舗装工	44
3-7-14 石材系舗装工	44
3-7-15 舗装仮復旧工	44
3-7-16 園路縁石工	45
3-7-17 区画線工	45
3-7-18 階段工	45
3-7-19 公園橋工	45
3-7-20 デッキ工	46
3-7-21 視覚障害者誘導用ブロック工	46
3-7-22 作業土工（床掘り・埋戻し）	46
3-7-23 植樹ブロック工	46
<b>第8節 修景施設整備工</b>	46
3-8-1 一般事項	46
3-8-2 材料	46
3-8-3 石組工	47
3-8-4 添景物工	47
3-8-5 袖垣・垣根工、花壇工、トレリス工、モニュメント工	47
3-8-6 作業土工（床掘り・埋戻し）	47
3-8-7 小規模水景施設工	47

<b>第9節 遊戯施設整備工</b> .....	47
3-9-1 一般事項 .....	48
3-9-2 材 料 .....	48
3-9-3 遊具組立設置工 .....	48
3-9-4 小規模現場打遊具工 .....	49
3-9-5 作業土工（床掘り・埋戻し） .....	49
3-9-6 現場打遊具工 .....	49
<b>第10節 サービス施設整備工</b> .....	49
3-10-1 一般事項 .....	49
3-10-2 材 料 .....	50
3-10-3 時計台工 .....	50
3-10-4 水飲み場工・洗い場工 .....	50
3-10-5 ベンチ・テーブル工 .....	50
3-10-6 野外炉工 .....	50
3-10-7 炊事場工 .....	50
3-10-8 サイン施設工 .....	50
<b>第11節 管理施設整備工</b> .....	51
3-11-1 一般事項 .....	51
3-11-2 材 料 .....	51
3-11-3 リサイクル施設工、ごみ焼却施設工 .....	51
3-11-4 ごみ施設工 .....	51
3-11-5 門扉工 .....	51
3-11-6 柵 工 .....	51
3-11-7 車止め工 .....	52
3-11-8 園名板工 .....	52
3-11-9 掲揚ポール工 .....	52
3-11-10 反射鏡工 .....	52
3-11-11 境界工 .....	52
<b>第12節 建築施設組立設置工</b> .....	53
3-12-1 一般事項 .....	53
3-12-2 材 料 .....	53
3-12-3 四阿工、パーゴラ工、シェルター工、キャビン（ロッジ）工、温室工、観察施設工、売店工、 荷物預かり所工、更衣室工、便所工、倉庫工、自転車置場工 .....	53
<b>第13節 施設仕上げ工</b> .....	54
3-13-1 一般事項 .....	54
3-13-2 材 料 .....	54
3-13-3 塗装仕上げ工 .....	55
3-13-4 加工仕上げ工 .....	57
3-13-5 左官仕上げ工 .....	58
3-13-6 タイル仕上げ工 .....	58
3-13-7 石仕上げ工 .....	58
<b>第14節 公園施設等撤去・移設工</b> .....	59
3-14-1 公園施設撤去工 .....	59

3-14-2 移設工 .....	59
3-14-3 伐採工 .....	59
3-14-4 発生材再利用工 .....	59

# 第9編 公園編

## 第1章 基盤整備

### 第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における敷地造成工、公園土工、植栽基盤工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、公園カルバート工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工は第3編 第1章 第9節構造物撤去工の規定による。
3. 仮設工は、第3編 第1章 第10節 仮設工の規定による。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は監督員の承諾を得なければならない。なお基準類と設計図書に相違がある場合は原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和元年7月)
日本道路協会	道路土工一施工指針	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工一軟弱地盤対策工指針	(平成24年8月)
日本道路協会	道路土工一盛土工指針	(平成22年4月)
日本道路協会	道路土工一切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工一擁壁工指針	(平成24年3月)
日本道路協会	道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)
日本緑化センター	植栽基盤整備技術マニュアル	(平成21年4月)
土木研究センター	補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル	(平成26年8月)
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成25年12月)
土木研究センター	多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル	(平成26年8月)
国土交通省	道路土工構造物技術基準	(平成27年3月)
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)
建設省	都市緑化における下水汚泥の施用指針	(平成7年9月)
国土開発技術 研究センター	河川土工マニュアル	(平成21年4月)
土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル (第4版)	(平成25年11月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻一擁壁工一	(平成12年9月)
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(平成25年5月)
(社)全国特定法面 保護協会	のり枠工の設計・施工指針	(平成25年10月)
建設省	土木構造物設計マニュアル(案) [土木構造物・橋梁編]	(平成11年11月)

建設省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）[ボックスカルバート・擁壁編]	（平成11年11月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）[樋門編]	（平成13年12月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）	（平成13年12月）
国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準	（平成18年6月）
国土交通省	発生土利用基準	（平成18年6月）
国土交通省	東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針	（平成24年3月）

### 第3節 敷地造成工

#### 1-3-1 一般事項

本節は、敷地造成工として表土保全工、整地工、掘削工、盛土工、路床盛土工、法面整形工、作業残土処理工、路床安定処理工その他これらに類する工種について定める。

#### 1-3-2 表土保全工

1. 表土保全工は、植栽に適した肥沃な表土を植栽用土壌として確保するために実施するものである。
2. 受注者は、表土掘削の施工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、表土運搬の施工については、**設計図書**に示された場所に運搬するものとするが、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
4. 受注者は、表土の仮置きが必要な場合は、乾燥防止、雨水による養分流出防止、風による飛散防止の処理を行い、表土を堆積して保管しなければならない。
5. 受注者は、表土を堆積して保管する場合は、堆積高さ、表面の養生について監督員の**指示**によらなければならない。

#### 1-3-3 整地工

1. 受注者は、整地の施工については、残材、転石を除去し、不陸のないように、地均しを行わなければならない。
2. 受注者は、整地の施工については、滞水しないように排水勾配をとらなければならない。
3. 受注者は、整地の施工については、敷地内の汚水桝に雨水が流入することのないように、なじみ良く仕上げなければならない。
4. 受注者は、整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに不陸がないように、なじみ良く仕上げなければならない。

#### 1-3-4 掘削工

掘削工の施工については、第1編2-4-2掘削工（切土工）の規定による。

#### 1-3-5 盛土工

盛土工の施工については、第1編2-4-3路体盛土工の規定による。

#### 1-3-6 路床盛土工

路床盛土工の施工については、第1編2-4-4路床盛土工の規定による。



### 1-3-7 法面整形工

法面整形工の施工については、第1編2-3-5及び2-4-5法面整形工の規定による。

### 1-3-8 残土処理工

作業残土処理工の施工については、第1編2-4-6残土処理工（残土搬出工）の規定による。

### 1-3-9 路床安定処理工

路床安定処理工の施工については、第3編1-7-2路床安定処理工の規定による。

## 第4節 公園土工

### 1-4-1 一般事項

本節は、公園土工として小規模造成工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。

### 1-4-2 小規模造成工

1. 受注者は、小規模掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、又は埋設物を発見した場合は、工事を中止し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、小規模掘削により崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、小規模造成の仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
4. 受注者は、小規模敷均・締固めにあたり、盛土箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚は30cm以下を基本とし、各層ごとに締固めなければならない。
5. 受注者は、盛土箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。

### 1-4-3 残土処理工

残土処理工の施工については、第1編2-4-6残土処理工の規定による

## 第5節 植栽基盤工

### 1-5-1 一般事項

1. 本節は、植栽基盤工として透水層工、土層改良工、土性改良工、表土盛土工、人工地盤工、造形工、その他これらに類する工種について定める。
2. 植栽基盤工は、植栽地を植物の生育にふさわしい地盤（これを植栽基盤という。）に改良、整備するために行うものであり、受注者はこの趣旨を踏まえて施工しなければならない。  
なお、植物の生育にふさわしい地盤は、透水性・保水性を合わせ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さを有するとともに、根の伸長に障害をおよぼす有害物質を含まず、植物の生育に適した酸度及び養分を有している土壌で構成する地盤のこととする。
3. 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は**設計図書**によるものとする。  
なお、これにより難しい場合は、工事着手前に、**設計図書**に関して監督員と**協議**のうえ、pH、有害物質の試験を必要に応じて行わなければならない。

### 1-5-2 材料

1. 表土盛土工及び人工地盤工で使用する土については、植栽する植物の生育に適した土壌で、植物の生

育に有害なゴミ、きょう雑物、がれきを含まないものとする。

2. 土性改良工で使用する土壌改良材については、以下の規格に合格したもの又は、これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
  - (1) 土壌改良材については、それぞれ本来の粒状・粉状・液状の形状を有し、異物及びきょう雑物の混入がなく、変質していないものとする。また、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器が損傷していないものとする。
  - (2) 無機質土壌改良材については不純物を含まないものとする。
  - (3) 有機質土壌改良材（バーク堆肥）については、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。
  - (4) 有機質土壌改良材（泥炭系）については、泥炭類であるピートモス、ピートを主としたもので、有害物が混入していないものとする。
  - (5) 有機質土壌改良材（下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト））については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物が混入していないものとする。
  - (6) バーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないものとする。
  - (7) 受注者は、**設計図書**に示された支給品を用いるものとするが、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
3. 土性改良工で使用する肥料については、以下の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
  - (1) 有機肥料については、それぞれの素材を、肥料成分の損失がないよう加工したもので、有害物が混入していない乾燥したものとする。
  - (2) 化学肥料については、それぞれ本来の粒状・固形・結晶の形状を有し、きょう雑物の混入していないものとし、指定の肥料成分を有し、変質していないものとする。
  - (3) 肥料については、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標又は、商品名・種類（成分表）・製造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。

### 1-5-3 透水層工

1. 開渠排水は、植栽基盤の周辺に溝を設置し、地表水の排水を図るとともに、外部からの地表水の流入を防ぐ方法とする。
 

暗渠排水は、植栽基盤下部に中空の管を設置し、これにより地中水を排水する方法とする。

縦穴排水は、植栽基盤の不透水層がある植栽樹木の周辺に縦に穴を掘り、その中に管を挿入し、透水性及び通気性の改善を図る方法のこととする。
2. 受注者は、開渠排水の施工については、滞水が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、暗渠排水及び縦穴排水の施工については、施工前に雨水排水平面図だけでなく、関連する植栽平面図を参考に、排水管の位置、高さについて**確認**しなければならない。
4. 受注者は、**設計図書**に示された以外の場所に滞留水による植栽樹木への悪影響のおそれが予想される場合には、監督員に報告し、**指示**を受けなければならない。
5. 受注者は、開渠排水、暗渠排水、縦穴排水の施工については、地下埋設物の**確認**を行い、地下埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。

### 1-5-4 土層改良工

1. 普通耕は、植栽基盤の表層部分を通常20cm程度、耕起することにより、土壌の団粒化、通気性、透水性を改良し、有効土層を拡大することとする。

深耕は、深い有効土層（通常40～60cm）を必要とする場合に行う植栽基盤の表層耕起のこととする。  
混層耕は、植栽基盤の表層部と下層部の土壌の性質が異なる場合、混合耕転により有効土層を確保し、土層構造の連続性を持たせることとする。

心土破砕は、土壌硬度が高く耕起や混層耕を実施することが難しい場合や、通気性、透水性が極端に悪い場合に、下層の硬い層を破砕し、土質を改善することとする。

2. 受注者は、普通耕、深耕、混層耕、心土破砕の施工については、**設計図書**によるものとし、過度の締め固めを行わないようにしなければならない。
3. 受注者は、土壌構造を不良にする場合があるため、降雨直後には耕起を行ってはならない。
4. 受注者は、耕起回数の設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、締め固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、受注者は、耕起回数が設定し難い場合は、試験施工を行い、**設計図書**に関して監督員と**協議**のうえ、回数設定を行わなければならない。

#### 1-5-5 土性改良工

1. 土性改良は、植栽基盤の物理性の改良を図ることとする。  
中和剤施用は、植栽基盤の化学性の改良を図ることとする。  
除塩は、塩類濃度の高い土壌を植栽基盤として使用可能な状態にすることとする。
2. 受注者は、土性改良の施工については、改良効果が十分に発揮されるよう土壌改良材を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。
3. 受注者は、中和剤施用については、中和効果が十分に発揮されるよう中和剤を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。
4. 除塩の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、土壌の種類に対応した工法を選定しなければならない。
  - (2) 受注者は、土壌がヘドロである場合は、土壌が乾燥した時に耕転を行い、乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早期に除塩効果をあげるため散水を行わなければならない。また、排水処理については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、監督員と**協議**しなければならない。
5. 受注者は、施肥については、設計図書に示す種類と量の肥料を過不足なく施用しなければならない。

#### 1-5-6 表土盛土工

1. 表土盛土工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、表土盛土材を仮置きする場合は、表土盛土堆積地の表面を短辺方向に沿って3～5%の表面排水勾配を設け、また、端部の法面勾配は1：1.8未満としなければならない。
  - (2) 受注者は、敷均した表土と下層土とのなじみを良くするため、粗造成面をあらかじめ耕起し、植物の生育に有害なものを取り除いたうえで、設計図書に示された仕上がり厚となるようにしなければならない。
2. 受注者は、表土盛土堆積地の崩壊防止、飛砂防止のため、**設計図書**に示された表面保護を行わなければならない。
3. 受注者は、流用表土及び発生表土、採取表土、購入表土の搬入時に、表土の品質の**確認**を行わなければならない。なお、堆積期間中に還元状態の進行や性状の劣化が認められた場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

#### 1-5-7 人工地盤工

1. 受注者は、防水の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

2. 受注者は、押さえコンクリートの施工については、**設計図書**に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。
3. 受注者は、目地板の施工については、**設計図書**に示す種類、規格のものを、所定の位置、高さに設置し、押さえコンクリートに打込まなければならない。
4. 受注者は、人工地盤排水層の施工については、**設計図書**に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。
5. 受注者は、フィルター層の施工については、フィルター層の破損のないことを**確認**し、すき間や折れのないように施工しなければならない。
6. 受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを**確認**し、すき間や折れのないように施工しなければならない。
7. 受注者は、人工地盤客土の施工については、**設計図書**に示された種類の客土材、仕上がり厚となるように施工しなければならない。
8. 受注者は、立排水浸透柵の施工については、**設計図書**によらなければならない。
9. 受注者は、立排水浸透柵の施工については、人工地盤客土面と高さの調整が必要な場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

#### 1-5-8 造形工

1. 築山は、平坦な敷地景観に変化を与えるために小さな山を作り、修景的な起伏を与える景姿作業のこととする。
2. 表面仕上げは、締め固め作業の一環として、平面に盛土表面の不陸をとること、又は、緩やかな起伏をつける修景的な整形仕上げ作業のこととする。
3. 受注者は、表面仕上げの施工については、残材、転石を除去し、平面部と起伏部がなじむよう、修景的配慮をしなければならない。
4. 築山の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、**設計図書**に基づき位置、高さを設定し、周囲の条件に従って景姿の修正を行いながら仕上げなければならない。
  - (2) 受注者は、築山の表面仕上げについては、締め固めすぎないように施工し、各種の排水施設の位置及び表面排水勾配を考慮して仕上げなければならない。
  - (3) 受注者は、監督員の**指示**する主要な部分の施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

### 第6節 法面工

#### 1-6-1 一般事項

1. 本節は、法面工として法面ネット工、法枠工、植生工、編柵工、かご工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成15年3月）及び「グラウンドアアンカー設計・施工基準、同解説 第7章施工」（地盤震工学会、平成12年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

#### 1-6-2 材料

受注者は、法面ネット工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監

督員に提出しなければならない。

### 1-6-3 法面ネット工

1. 受注者は、法面ネット工の施工については、ネットの境界にすき間が生じないようにし、ネットの荷重によってネットに破損が生じないようにネットを取り付けなければならない。
2. 法面ネットの施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、ネットの金網を法面の凹凸に合わせてなじみ良く張り、金網の継目は編み込みとして、金網の連続性が失われないように施工しなければならない。
  - (2) 受注者は、法面に凹凸が多い場合は、アンカーピンを割り増しするとともに、座金付コンクリート釘を使用して確実に留めなければならない。
  - (3) 受注者は、法肩部では巻き込みを十分に行わなければならない。なお、軟質な土壌で固定できない場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

### 1-6-4 植生工

植生工の施工については、第3編1-14-2植生工の規定による。

### 1-6-5 法枠工

法枠工の施工については、第3編1-14-4法枠工の規定による。

### 1-6-6 編柵工

1. 編柵は、不安定な土砂の流失を防止することを目的とし、斜面上に等高線状又は階段状に設置することとする。
2. 受注者は、段切りを行う法面での編柵の施工については、段切りよりも前に編柵を施工してはならない。
3. 受注者は編柵の材料については、**設計図書**に示された材料で全部まかなえない場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得てほかの材料を混用することができる。
4. 受注者は、編柵の施工については、粗朶の編み上げは緩みのないように上から締め付けながら行い、最上瑞の2本は十分ねじりながら、もしくは鉄線で緊結し抜けないように仕上げなければならない。
5. 受注者は、樹脂製の編柵の色については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は監督員と**協議**しなければならない。

### 1-6-7 かご工

かご工の施工については、第3編1-14-7かご工の規定による。

## 第7節 軽量盛土工

### 1-7-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。

### 1-7-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第3編1-11-2軽量盛土工の規定による。

## 第8節 擁壁工

### 1-8-1 一般事項

1. 本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、コンクリートブロック工、石積工、土留め工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、擁壁工の施工については、「道路土工—擁壁工指針 2-5・3-4施工一般」（日本道路協会、平成11年3月）及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書 4. 3施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

### 1-8-2 材料

1. 受注者は、石積工の石材については、設計図書に示された石材の大きさ及び形状を用いるとともに、色合いに留意し、割れ、欠けのないものを選定しなければならない。
2. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入前に写真又は見本品を監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入後、施工前に品質、数量又は重量を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

### 1-8-3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

### 1-8-4 現場打擁壁工

1. 現場打擁壁工の施工については、第1編 第3章 無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
2. 受注者は、擁壁高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

### 1-8-5 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁の施工については、第3編1-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。

### 1-8-6 補強土壁工

補強土壁工の施工については、第3編1-15-3補強土壁工の規定による。

### 1-8-7 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第3編1-5-3コンクリートブロック工の規定による。

### 1-8-8 石積工

1. 受注者は、石積工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、石積工の施工については、第3編1-5-5石積（張）工の規定による。
  - (2) 受注者は、石積工の施工については、設計意図を十分理解したうえで施工しなければならない。
  - (3) 受注者は、材種、形状、色合い、周囲との取り合いに十分考慮し、積み模様、張り模様<sup>に</sup>修景の配慮をしなければならない。
  - (4) 受注者は、根石<sup>ねいし</sup>、天端石<sup>てんぱいし</sup>、笠石<sup>かさいし</sup>の形状、大きさ、向きに考慮し、上に載せる石を想定して施工しなければならない。

なお、根石は、石積最下部に据えられ、上部の石の重量を受ける石のこととする。

天端石は、石積頂部に据えられる2面あるいは3面の見え掛かり面を持つ石のこととする。

笠石は、石積頂部に据えられる平らな加工された石で、稜線の通るものとする。

- (5) 受注者は、石積工の施工については、強度や安定性、美観上好ましくない四ッ巻<sup>よっまき</sup>、八ッ巻<sup>やっまき</sup>、重箱<sup>あご</sup>、腮<sup>さかいし</sup>、棚<sup>あご</sup>、逆石<sup>さかいし</sup>、裏石（あぶり出し）、毛抜き合端、笑い合端は避けなければならない。

なお、四ッ巻<sup>よっまき</sup>は、石積みにおいて、石積みの正面から見たとき、1個の石を4個の石で取り囲んだような状況で積まれたものこととする。

八ッ巻<sup>やっまき</sup>は、石積みにおいて、石積みの正面から見たとき、1個の石を8個の石で取り囲んだような状況で積まれたものこととする。

重箱は、石積みにおいて、同じ大きさの石を2つ以上上下に重ねたものこととする。腮<sup>あご</sup>は、石積みにおいて、上段の石が下段の石の法線より前に出る目違いの一種のこととする。目違いは、石を積むとき、石積みの断面から見て、合端の線は一定の線上になるように積むが、この線が一定の線上になく、不規則な扇形をすることとする。

棚は、石積みにおいて、上段の石が下段の石の法線より、後ろに下がる目違いの一種のこととする。

逆石は、石が安定するように石の控え側を downward になるように積むのが通常であるが、石の控え側を上向き状態で積まれた石や、控えの大きいものを上石に、小さいものを下石に使用することとする。

裏石（あぶり出し）は、石の控えの寸法より、面の寸法を大きくしたものこととする。 <sup>あいば</sup>

毛抜き合端は、毛抜きの合端のように、石が互いに薄く接している合端のこととする。なお、合端は、石材と石材が接触する部分のこととする。

笑い合端は、石積みにおいて、合端<sup>あいば</sup>の凸部同士が接触しているため、合端<sup>あいば</sup>の接触面が小さく、石積みの前面から見ると隙間の多い状態で積まれているものこととする。

- (6) 受注者は、目地及び合端に植物を植栽する場合には、植栽スペースを確保しておかなければならない。
2. 受注者は、石積工の石材の運搬については、石材の表面を損傷しないように保護材で保護し十分留意しなければならない。
  3. 受注者は、石積工の土ぎめの施工については、土が十分締め固まるように、丁寧に突き固めて施工しなければならない。
  4. 受注者は、石積工の裏込コンクリート及び目地モルタルの施工については、石の表面を汚さないように施工しなければならない。
  5. 練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、以下の各号の規定による。
    - (1) 受注者は、伸縮目地の施工については、設計図書に示された位置に施工し、修景的配慮をしなければならない。
    - (2) 受注者は、伸縮目地の施工については、石積延長10m以内に1箇所伸縮目地を設置し、特に地盤の変化する箇所、石積高さが著しく異なる箇所又は、石積の構造が異なる箇所には伸縮目地を設け、基礎部まで切断しなければならない。
    - (3) 受注者は、水抜管の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、2m<sup>2</sup>以内に1箇所の割合で、千鳥に設置しなければならない。ただし、湧水のある箇所の処理方法については、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
  6. 受注者は、石積工の目地の施工については、目地が石積の強度的な弱点となる芋目地又は通り目地、四ッ目にならないようにしなければならない。
 

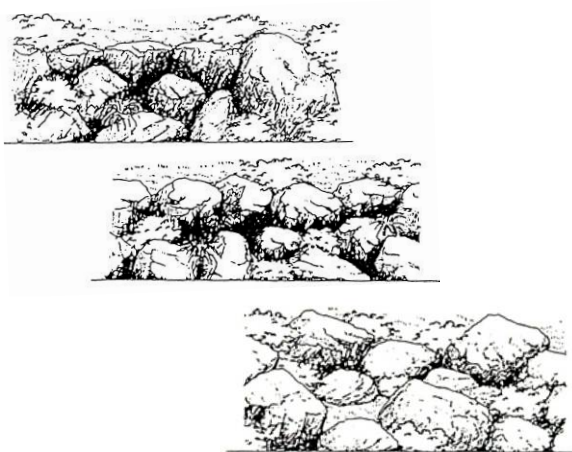
なお、芋目地又は通り目地は、石積の上から下まで目地が通っているものとする。

四ッ目は、石積の正面から見て、2方向の目地が十字あるいはX字状に交差するようなものとする。
  7. 崩れ積の施工については、以下の各号の規定による。
    - (1) 崩れ積は、野面石<sup>のつらいし</sup>を用いた石積で、下段の石の裏側に上段の石を差し込むようにして積み上げるも

のことで、積み上げた石の表面が不揃いで変化に富むものこととする。

- (2) 受注者は、崩れ積の施工については、石と石が2点以上かみ合うように施工しなければならない。

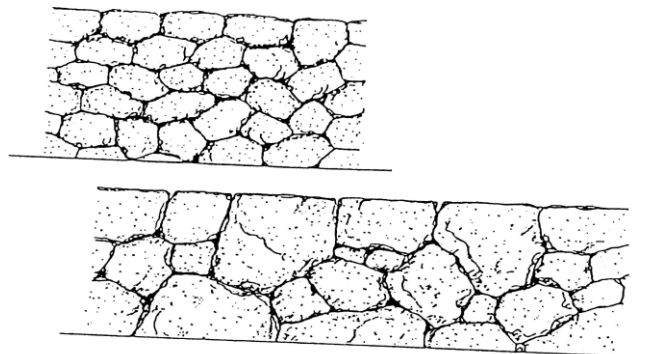
(崩れ積)



8. 面積<sup>つらつ</sup>の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 面積<sup>つらつ</sup>は、野面石<sup>のづらいし</sup>を用いた石積で、大きさの異なる石材を、表面が平らになるように、面を合わせて積み上げるものこと、表面の加工は加えないものとする。

(面積<sup>つらつ</sup>み)



- (2) 受注者は、面積<sup>つらつ</sup>みの天端石の施工については天端石には稜線の出るような石を採用しなければならない。

- (3) 受注者は、飼石<sup>かいいし</sup>、詰め石が多くならないように配慮して施工しなければならない。

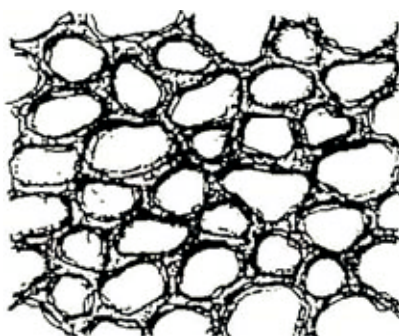
9. 玉石積の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 玉石積は、大きさの揃った玉石を用いた石積で、目地が上下に通らないように積み上げるものこととする。

- (2) 受注者は、玉石積の施工については、石同士がかみ合うように施工しなければならない。



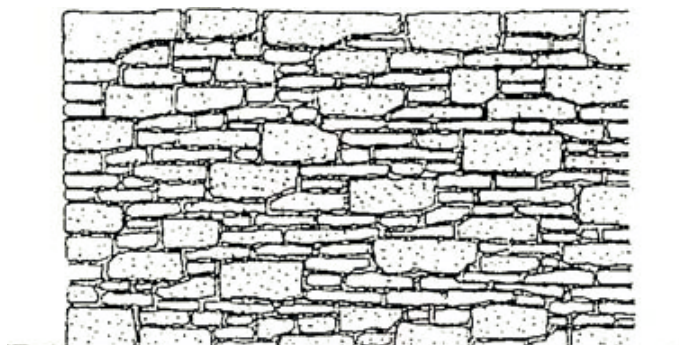
(玉石積)



10. 小端積の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 小端積は、小端石を用いた石積で、厚みの異なる大小の小端石材を、小口が見えるように組み合わせて積むものこととし、受注者は、小端積の施工については、水平目地を強調し、個々の石の稜線、石の角に配慮して施工しなければならない。
- (2) 受注者は、天端石のある場合は、天端石に大きい石材を使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

(小端積)



11. こぶだし石積の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) こぶだし石積は、割角石を用いた石積で、割角石の割肌の合端をすりあわせることにより、面がこぶ状になるものこととする。
- (2) 受注者は、こぶだし石積の修景要素として重要な目地については、修景的配慮を加えて施工しなければならない。

(こぶだし石積)



12. 切石積は、切角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の切石材を組み合わせ、面をそろえて積み上げたもののこととする。

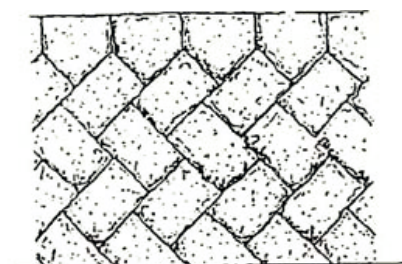
(切石積)



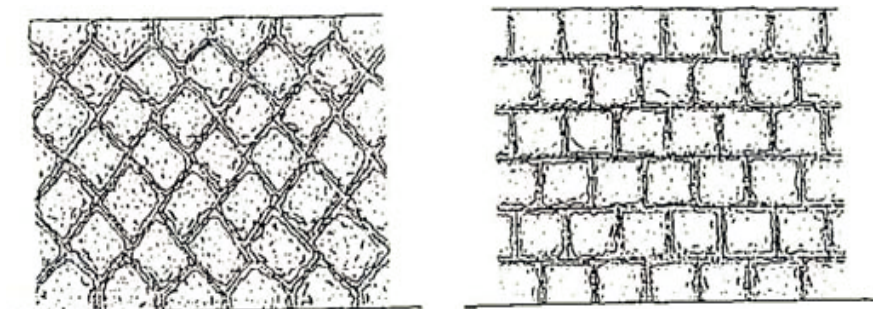
13. <sup>けんちいしづみ</sup>間知石積、<sup>ざつわりいしづみ</sup>雑割石積、<sup>ざいしづみ</sup>雑石積の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 間知石積は、間知石を用いた石積のこととする。  
雑割石積は、雑割石を用いた石積のこととする。  
雑石積は、雑石を用いた石積のこととする。
- (2) 受注者は、合端については現場加工を行わなければならない。

<sup>けんちいしづみ</sup>  
(間知石積)



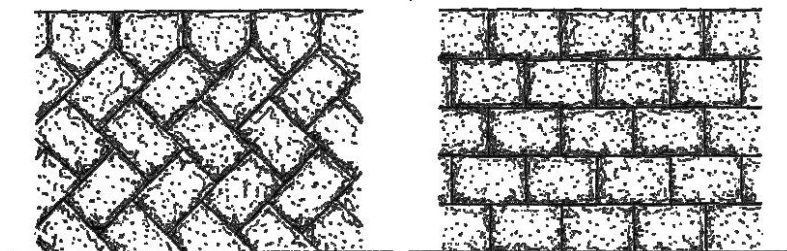
<sup>ざつわりいしづみ</sup>  
(雑割石積)



14. <sup>わりいしづみ</sup>割石積の施工については、以下の各号の規定による。

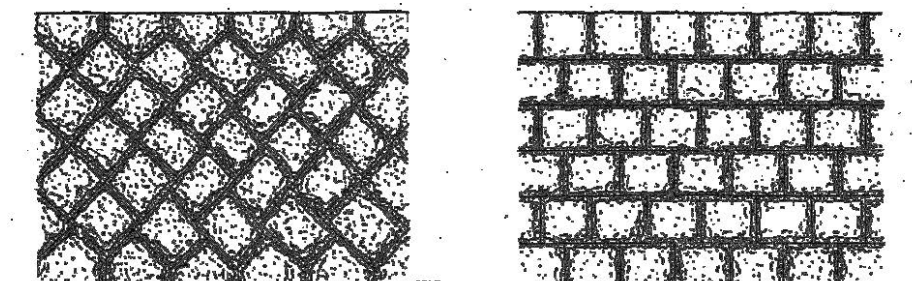
- (1) 割石積は、割石や割角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の石材を組み合わせ、面をそろえて積み上げるもののこととする。
- (2) 受注者は、天端石のある場合は、天端石に天端以外の部分に使用する石よりも大きい石材をできるだけ使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

(割石積)

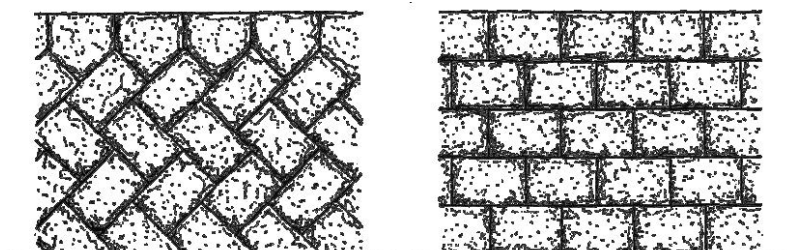


15. 雑割石張は雑割石を用いた石張で、雑石張は雑石を用いた石張のこととする。

(雑割石張)



(雑石張)



16. 受注者は、石積高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

#### 1-8-9 土留め工

1. 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された位置に施工し難い場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、土留め工の施工については、くい、板、笠及びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。

## 第9節 公園カルバート工

### 1-9-1 一般事項

公園カルバート工の施工については、第8編 第1章 第8節カルバート工の規定による。

## 第10節 公園施設等撤去・移設工

### 1-10-1 一般事項

本節は、公園施設等撤去・移設工として、公園施設撤去工、移設工、伐採工、発生材再利用工その他これらに類する工種について定める。

### 1-10-2 公園施設撤去工

1. 受注者は、公園施設の撤去については、既存の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、**設計図書**に表示のない工作物、地下埋設物及び**設計図書**に示された内容と異なる工作物の撤去が必要となる場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

### 1-10-3 移設工

1. 移設工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、移設工の施工については、撤去移設対象箇所を撤去移設後に、土砂で埋戻さなければならない。また、撤去移設時に既設構造物に破損が生じた場合は、**設計図書**に関して監督員の**指示**に従い、速やかに原形復旧しなければならない。
  - (2) 受注者は、移設物の設置については、設置箇所及びその周辺を、危険防止のため地表面下とも、障害物を除去した後、水はけ良く地均して十分転圧しなければならない。
  - (3) 受注者は移設物の設置については、地盤高に注意し、水平でねじれのないように施工しなければならない。
  - (4) 受注者は、移設する施設については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをし、安全措置をとらなければならない。
2. 受注者は、景石移設の施工については、石材の運搬にあたり、表面を損傷しないようにしなければならない。
3. 受注者は、景石の据付けについては、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**のうえ、石の大きさ、形、色合いについて四方から観察して仮据えし、全体の納まりを考慮したうえで、本据えを行わなければならない。

### 1-10-4 伐採工

1. 受注者は、高木伐採、中低木伐採及び枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。
2. 受注者は、抜根の施工については、主要な根株を切断、掘り取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋め戻さなければならない。

### 1-10-5 発生材再利用工

受注者は、発生材再利用工の施工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

## 第2章 植栽

### 第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における植栽工、移植工、樹木整姿工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工は第3編第1章第9節構造物撤去工の規定による。
3. 仮設工は、第3編 第1章 第10節 仮設工の規定による。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和元年7月)
日本緑化センター	公共用緑化樹木の品質寸法規格基準(案)の解説	(平成21年2月)
建設省	都市緑化における下水汚泥の施用指針	(平成7年9月)
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)

### 第3節 植栽工

#### 2-3-1 一般事項

1. 本節は、植栽工として高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、地被類植栽工、草花種子散布工、播種工、花壇植栽工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工、芝生保護工、壁面緑化施設工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、新植樹木又は新植地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類の永年性植物）が工事完成引渡し後に、1年以内に植栽したときの状態で枯死又は形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木又は地被植物と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えなければならない。  
 枯死又は形姿不良の判定にあたっては、監督員と受注者が立会うものとし、植替えの時期については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。  
 なお、枯死又は形姿不良とは、枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合、又は通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含むものとする。  
 なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り、落雷・火災・騒乱・暴動により、流失・折損・倒木した場合はこの限りではない。
3. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、鉢崩れ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。  
 また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、迅速かつ入念に行わなければならない。  
 なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えするか又は、根部を覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。

4. 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、ローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。
5. 受注者は、植樹施工にあたり、**設計図書**及び監督員の**指示**する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。
6. 受注者は、植栽地の土壤に問題があった場合は監督員に速やかに**連絡**し、必要に応じて客土・肥料・土壤改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。
7. 受注者は、植え付けや掘り取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締め固めないように施工しなければならない。
8. 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督員に**連絡し指示**を受けなければならない。
9. 受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定による。
  - (1) 受注者は、植付については、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に**連絡し指示**を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。
  - (2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植え付けなければならない。
  - (3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたるうえ植穴の中心に植付けなければならない。
  - (4) 寄植及び株物植付けは既存樹目の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。
  - (5) 受注者は植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。
  - (6) 受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。
  - (7) 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。
  - (8) 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。
  - (9) 受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。
  - (10) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。
  - (11) 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
  - (12) 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。
  - (13) 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、**設計図書**に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督員に**連絡し、設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
  - (14) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り



除いたり、きれいに除草しなければならない。

- (15) 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。

## 2-3-2 材料

1. 樹木は、「国土交通省公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）」の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
- (1) 樹木の品質寸法規格に関する用語の定義は、表2-1によるものとする。  
 なお、設計図書に示す寸法は、最低値を示すものとする。
- (2) 寸法は設計図書によるものとし、品質は表2-2品質規格表(案)[樹姿]、表2-3品質規格(案)[樹勢]によるものとする。

表2-1 公共用緑化樹木等品質寸法基準(案)における用語の定義

用語	定義
公共用緑化樹木等	主として公園緑地、道路、公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。
樹形	樹木の特性、樹齢、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。
樹高 (略称：H)	樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。
幹周 (略称：C)	樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より、1.2 m 上りの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2 本以上の樹木においては、おのおのの周長の総和の70% をもって幹周とする。なお、「根元周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。
枝張（葉張） (略称：W)	樹木の四方面に伸長した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木についていう。
株立（物）	樹木の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。なお株物とは低木でそう状を呈したものをいう。
株立数 (略称：BN)	株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。 樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2 本立-1 本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70% 以上に達していること。 3 本立以上-1 指定株立数について、過半数は所要の樹高に適しており、他は所要の樹高の70% 以上に達していること。
単幹	幹が根元近くから分岐せず1本であるもの。
根鉢	樹木の移植に際し、掘り上げられる根茎を含んだ土のまとまりをいう。
ふるい掘り	樹木の移植に際し、土のまとまりをつけず掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。
根巻	樹木の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて掘り上げること。
コンテナ	樹木等を植え付ける栽培容器をいう。
仕立物	樹木の自然な育成にまかせるものではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。
寄せ株育成物	数本の樹木を根際で寄せて、この部分を一体化させて株立状に育成したもの。
接ぎ木物	樹木の全体あるいは部分を他の木に接着して育成したもの。

表2-2 品質規格表(案)[樹姿]

項目	規格
樹形 (全形)	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹 (高木にのみ適用)	幹が樹種の特性に応じ、単幹もしくは株立状であること。 但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
枝葉の配分	配分が四方に均等であること。
枝葉の密度	樹種の特性に応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。
下枝の位置	樹冠を形成する一番下の枝の高さが適正な位置にあること。

表2-3 品質規格表(案)[樹勢]

項目	規格
生育	健全な成長を呈し、樹木全体で活力ある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達が良く、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根鉢	樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻きやコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。 ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色・変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
樹皮 (肌)	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	樹種の特性に応じた枝を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

2. 地被類の材料については、下記の事項に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。使用する材料の寸法は、**設計図書**によるものとし、雑草の混入がなく、根系が十分発達した細根の多いものとする。

- (1) シバ類、草本類、つる性類及びササ類は、指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害がなく、茎葉及び根系が充実したコンテナ品又は同等以上の品質を有するものとする。着花類については花及びつぼみの良好なものとする。
- (2) 肥よく地に栽培され、生育がよく、緊密な根茎を有し、茎葉のしおれ・病虫害・雑草の根系のないもので、刈り込みのうえ土付けして切り取ったものとし、切り取った後長時間を経過して乾燥したり、土くずれ・むれのないものとする。
- (3) シバ類、その他地被類の材料の品質は表2-4シバ類の品質規格表及び表2-5その他地被類の品質規格表によるものとする。



表2-4 シバ類の品質規格表(案)

項目	規格
葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。
ほふく茎 (日本芝に適用)	ほふく茎が、生氣ある状態で密生していること。
根	根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土くずれのないもの。
病虫害	病害(病斑)がなく、害虫がいないこと。
雑草等	石が混じったり、雑草、異品種等混入していないこと。また、根際に刈りカスや枯れ葉が堆積していないこと。

表2-5 その他地被類の品質規格表(案)

項目	規格
形態	植物の特性に応じた形態であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や軟弱葉がなく、生き生きしていること。
根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

3. 種子は、腐れ、病虫害がなく、雑草の種子、きょう雑物を含まない良好な発芽率をもつものとし、品種、花の色・形態が、品質管理されたもので、粒径がそろっているものとする。
4. 支柱の材料については、下記の事項に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。
  - (1) 丸太支柱材は、杉、檜又は唐松の皮はぎもので、**設計図書**に示す寸法を有し、曲がり・割れ・虫食いのない良質材とし、その防腐処理は**設計図書**によるものとする。なお、杭に使用する丸太は元口を先端加工とし、杭及び鳥居形に使用する横木の見え掛り切口は全面、面取り仕上げしたものとする。
  - (2) 唐竹支柱材は、二年生以上の真竹で曲がりがなく粘り強く、割れ・腐れ・虫食いのない生育良好なものとし、節止めとする。
  - (3) パイプ支柱材は、**設計図書**によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)の規格品に防錆処理を施したうえ、合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。
  - (4) ワイヤロープ支柱材は、**設計図書**によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3525 (ワイヤーロープ)の規格品を使用するものとする。
  - (5) 地下埋設型支柱材は、**設計図書**によらなければならない。
  - (6) 杉皮又は檜皮は、大節・割れ・腐れのないものとする。
  - (7) シュロ縄は、より合わせが均等で強じんなもので、腐れ・虫食いがなく、変質のないものとする。
5. 根巻き及び幹巻きの材料のわら製品については、新鮮なもので虫食い、変色のないものとする。
6. 植え込みに用いる客土の材料は、樹木の生育に適した土で、その材料は下記の事項に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
  - (1) 客土は植物の生育に適合した土壌で、小石、ごみ、雑草、きょう雑物を含まないものとする。
  - (2) 客土の種類は**設計図書**によるが、その定義は次による。
    - 畑 土：畑において耕作のおよんでいる深さの範囲の土壌
    - 黒 土：黒色でほぐれた火山灰土壌
    - 赤 土：赤色の火山灰土壌

真砂土：花こう岩質岩石の風化土

山砂：山地から採集した粒状の岩石

腐葉土：広葉樹の落葉を堆積させ腐らせたもの

- (3) 客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は**設計図書**によるものとする。また、これにより難しい場合は、工事着手前に、**設計図書**に関して監督員と**協議**のうえ、pH、有害物質についての試験を必要に応じて行うものとする。
7. 肥料の材料については、第9編1-5-2材料の規定による。
8. 薬剤は、病虫害・雑草の防除及び植物の生理機能の増進又は抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。
- (1) 薬剤は、農薬取締法（**令和元年 法律第62号**）に基づくものでなければならない。
- (2) 薬剤は、それぞれの品質に適した完全な容器に密封されたもので、変質がなく、商標又は商品名・種類（成分表）・製造業者名・容量が明示された有効期限内のものとする。
- (3) 薬剤は、管理責任者を定めて保管しなければならない。
9. 土壌改良の材料については、第9編1-5-2材料の規定による。
10. 樹木養生工、で使用する材料の種類及び規格については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。
11. 樹木板工に使用する材料の種類及び規格については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。
12. 根囲い保護工に使用する材料の種類及び規格については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。

### 2-3-3 高木植栽工

1. 受注者は、樹木の搬入については、掘取りから植付けまでの間、乾燥、損傷に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。
2. 樹木の植え付けについては、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、樹木の植栽は、設計意図及び付近の風致を考慮して、まず景趣の骨格を造り、配植の位置出しを行い、全体の配植を行わなければならない。
- (2) 受注者は、植栽に先立ち、水分の蒸散を抑制するため、適度に枝葉を切り詰め、又は枝透かしをするとともに、根部は、割れ、傷の部分を取り除き、活着を助ける処置をしなければならない。
- (3) 受注者は、樹木の植付けが迅速に行えるようあらかじめ、その根に応じた余裕のある植穴を掘り、植付けに必要な材料を準備しておかななければならない。
- (4) 受注者は、植穴については、生育に有害な物を取り除き、穴底をよく耕した後、中高に敷均さなければならない。
- (5) 受注者は、植付けについては、樹木の目標とする成長時の形姿、景観及び付近の風致を考慮し、樹木の表裏を確かめたくて修景的配慮を加えて植込まなければならない。
- (6) 受注者は、水ぎめをする樹種については、根鉢の周囲に土が密着するように水を注ぎながら植え付け、根部に隙のないよう土を十分に突き入れなければならない。仕上げについては、水が引くのを待って土を入れ、軽く押さえて地均ししなければならない。
- (7) 受注者は、植付けに際して土ぎめをする樹種については、根廻りに土を入れ、根鉢に密着するよう突き固めなければならない。
- (8) 受注者は、樹木植え付け後、直ちに支柱を取付けることが困難な場合は、仮支柱を立て樹木を保護しなければならない。
- (9) 受注者は、植栽後整容・剪定を行う場合は、付近の景趣に合うように、修景的配慮を加えて行い、

必要な手入れをしなければならない。

3. 受注者は、土壌改良材を使用する場合は、客土又は埋戻土と十分混ぜ合わせて使用しなければならない。
4. 樹木の、支柱の設置については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、支柱の丸太・唐竹と樹幹（枝）との交差部分は、すべて保護材を巻き、シュロ縄は緩みのないように割り縄がけに結束し、支柱の丸太と接合する部分は、釘打ちのうえ、鉄線がけとしなければならない。
  - (2) 受注者は、ハッ掛、布掛の場合の支柱の組み方については、立地条件（風向、土質、樹形）を考慮し、樹木が倒伏・屈折及び振れることのないよう堅固に取付け、その支柱の基礎は地中に埋め込んで根止めに杭を打込み、丸太は釘打ちし、唐竹は竹の先端を節止めしたうえ、釘打ち又はのこぎり目を入れて鉄線で結束しなければならない。
  - (3) 受注者は、ハッ掛の場合は、控えとなる丸太（竹）を幹（主枝）又は丸太（竹）と交差する部位の2箇所以上で結束しなければならない。なお、修景的に必要な場合は、支柱の先端を切りつめなければならない。
  - (4) 受注者は、ワイヤロープを使用して控えとする場合は、樹幹の結束部には**設計図書**に示す保護材を取付け、指定の本数のロープを効果的な方向と角度にとり、止め杭に結束しなければならない。また、ロープの末端結束部は、ワイヤクリップで止め、ロープ交差部も動揺しないように止めておき、ロープの中間にターンバックルを使用するか否かに関わらず、ロープは緩みのないように張らなければならない。
  - (5) 受注者は、地下埋設型支柱の施工については、周辺の舗装や施設に支障のないよう施工しなければならない。

#### 2-3-4 中低木植栽工

中低木植栽工の施工については、第9編2-3-3高木植栽工の規定による。

#### 2-3-5 特殊樹木植栽工

特殊樹木植栽工の施工については、第9編2-3-3高木植栽工の規定による。

#### 2-3-6 地被類植栽工

1. 受注者は、地被類の植付けについては、下地を耕し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、水勾配をつけ、不陸整正を行わなければならない。その後、植え付けに適した形に調整したものを植え、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを適度に押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない。
2. 芝の植付けについては、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、芝を現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないように注意しなければならない。
  - (2) 受注者は、芝の張り付けに先立って、**設計図書**に示す深さに耕し、表土をかき均し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、良質土を**設計図書**に示す厚さに敷均し、不陸整正を行わなければならない。
  - (3) 受注者は、平坦地の芝の張り付けについては、床土の上に切り芝を並べ、目土を入れた後、周囲に張り付けた芝が動かないように転圧しなければならない。
  - (4) 受注者は、傾斜地の芝の張り付けについては、床土の上に切り芝を並べ、周囲に張り付けた芝が動かないように目串を2~3本/枚ずつ打ち込んで止めなければならない。

- (5) 受注者は、目土を施す場合については、均し板で目地のくぼんだところに目土をかき入れ、かけ終えた後締固めなければならない。
- 受注者は、芝張り付け完了後から引き渡しまでの間、適切な管理を行わなければならない。
  - 受注者は、芝及び地被類の補植については、芝付け及び植付け箇所には良質土を投入し、不陸整正を行い、植付け面が隣接する植付け面と同一平面をなすよう、施工しなければならない。

### 2-3-7 草花種子散布工

- 草花種子散布工の施工については、第3編1-14-2植生工の規定による。
- 受注者は、**設計図書**に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。なお、施工時期及び発芽期間については**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

### 2-3-8 播種工

- 受注者は、播種工の施工については、地盤の表面をわずかにかき起こし整地した後に、**設計図書**に示す量を厚薄のないように播き付け、表土と混ざり合うようかき均し、施工後は、発芽を良好にするための適切な養生をしなければならない。
- 受注者は、**設計図書**に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。なお、施工時期及び発芽期間については**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

### 2-3-9 花壇植栽工

花壇植物の植付けについては、以下の各号の規定による。

- 受注者は、花壇植物の現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないように注意しなければならない。
- 受注者は、花壇植物の植付けに先立って**設計図書**に示す深さに耕し、植物の生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、不陸整正を行わなければならない。
- 受注者は、花壇植物の植付けについては、開花時に花が均等になるように、**設計図書**の指示による高さにそろえて模様が現れるようにし、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない。

### 2-3-10 樹木養生工

- 受注者は、防風ネットの施工については、**設計図書**によるものとし、堅固に設置しなければならない。
- 受注者は、寒冷紗巻き施工については、**設計図書**によらなければならない。
- 受注者は、植穴透水層の施工については、**設計図書**によらなければならない。
- 受注者は、空気の管の施工については、**設計図書**によらなければならない。
- 受注者は、マルチングの施工については、**設計図書**に示す厚みに均一に敷均さなければならない。
- 受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを**確認**し、すき間や折れのないように施工しなければならない。
- 受注者は、養生柵の施工については、**設計図書**によるほか、第9編3-11-6柵工の規定による。
- 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。  
また、樹幹と支柱の取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。

### 2-3-11 樹名板工

樹名板工の施工については、第9編2-3-1一般事項の規定による。

### 2-3-12 根囲い保護工

受注者は、根囲い保護の施工については、**設計図書**によらなければならない。

### 2-3-13 芝生保護工

1. 芝生保護工で称する芝生プロテクターの種類及び規格は、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、芝生プロテクターの施工については、**設計図書**によらなければならない。

### 2-3-14 壁面緑化施設工

1. 壁面緑化フェンス、壁面緑化パネル、登はん補助資材で使用する材料及び規格は、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、壁面緑化フェンスの施工については、**設計図書**によるものとするほか、第9編3-11-6柵工の規定による。
3. 受注者は、壁面緑化パネルの施工については、**設計図書**による。
4. 受注者は、登はん補助資材の施工については、**設計図書**による。
5. 受注者は、壁面緑化設備の施工については、**設計図書**による。

## 第4節 移植工

### 2-4-1 一般事項

1. 本節は、移植工として根回し工、高木移植工、根株移植工、中低木移植工、地被類移植工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、植付けや掘取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締め固めないように施工しなければならない。
3. 受注者は、掘り取り終了後ただちに埋め戻し、旧地形に復旧しなければならない。
4. 受注者は、樹木の仮植えを行う場合については、**設計図書**によらなければならない。
5. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、鉢崩れ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。

また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、迅速かつ入念に行わなければならない。

なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えするか又は、根部を覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を 방지、品質管理に万全を期さなければならない。

6. 受注者は、樹木の吊り上げについては、保護材で幹を保護するだけでなく、根鉢も保護しなければならない。
7. 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、ローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。
8. 受注者は、植樹施工にあたり、**設計図書**及び監督員の**指示**する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。
9. 受注者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督員に速やかに**連絡**し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。

また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、**設計図書**に関して監督員の**承**

諾を得るものとする。

10. 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督員に**連絡し指示**を受けなければならない。
11. 受注者は、植付けにあたっては、以下の各規定による。
  - (1) 受注者は、植付については、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に**連絡し指示**を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。
  - (2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植え付けなければならない。
  - (3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたい植穴の中心に植付けなければならない。
  - (4) 寄植及び株物植付けは既存樹目の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。
  - (5) 受注者は、植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。
  - (6) 受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。
  - (7) 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。
  - (8) 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。
  - (9) 受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。
  - (10) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。
  - (11) 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
  - (12) 受注者は、幹巻きする場合は、こも又は、わらを使用する場合、わら縄又は、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。
  - (13) 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
  - (14) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。
  - (15) 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。

#### 2-4-2 材 料

移植工の材料については、植物材料については、**設計図書**によるものとし、それ以外については、第9編2-3-2材料の規定による。

### 2-4-3 根回し工

1. 受注者は、根回しの施工については、樹種及び移植予定時期を充分考慮して行うとともに、一部の太根は切断せず、適切な幅で形成層まで環状はく皮を行わなければならない。
2. 受注者は、根鉢の周りを埋め戻し、十分な灌水を行わなければならない。
3. 受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘葉のほか支柱の取り付けを行わなければならない。

### 2-4-4 高木移植工

1. 高木移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、第9編2-3-3高木植栽工の規定による。
2. 受注者は、樹木の移植については、樹木の掘取りに先立ち、必要に応じて、仮支柱を取付け、時期及び土質、樹種、樹木の生育の状態を考慮して、枝葉を適度に切詰め、又は枝透かし、摘葉を行わなければならない。
3. 受注者は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、根の割れ、傷の部分で切り返しを行い、細根が十分に付くように掘取らなければならない。なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**するものとする。
4. 受注者は、鉢を付ける必要のある樹種については、樹木に応じた根鉢径の大きさに垂直に掘り下げ、底部は丸味をつけて掘取らなければならない。
5. 受注者は、樹木の根巻きを行う前に、あらかじめ根の切り返しを行い、わら縄で根を堅固に巻付け、土質又は根の状態によっては、こもその他の材料で養生した後、巻き付けなければならない。
6. 受注者は、特殊機械掘取、特殊機械運搬の機種及び工法については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

### 2-4-5 根株移植工

1. 受注者は、根株移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、第9編2-4-4高木移植工の規定による。
  - (1) 根株移植工は、森づくりの視点で早期に自然的で安定した樹林構成をはかるため、成木のみならず森を構成する林床の灌木、草本類をはじめ、表土、土壤微生物、小動物及び埋土種子といった多様な生物体的可能性を根株とともにセットで移植しようとする、自然植生の生態復元の工法であり、受注者は、本工法の趣旨を踏まえて施工しなければならない。
  - (2) 受注者は、根株の移植先については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、根株の掘取りについては、表土の乾燥した時期は避けるものとする。また根の損失を最小限にするため、丁寧に掘取るとともに掘取り後の太根は、鋭利な刃物で切断しなければならない。
3. 受注者は、根株の根部の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り払いについては、**設計図書**によるらなければならない。
4. 受注者は、根株の材料の採取地、樹種及び規格については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
5. 受注者は、根株の材料については、**設計図書**に示す樹林地から、病虫害がなく良好に生育している樹木を採取しなければならない。また、搬出路の条件である勾配、搬出距離にも配慮し選定しなければならない。
6. 受注者は、根株の規格については、根元径の寸法とし、株立ちのものは、おのおのの根元径の総和の70%の根元径としなければならない。

#### 2-4-6 中低木移植工

中低木移植工の施工については、第9編2-4-4高木移植工の規定による。

#### 2-4-7 地被類移植工

地被類移植工の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、第9編2-3-6 地被類植栽工の規定による。

#### 2-4-8 樹木養生工

樹木養生工の施工については、第9編2-3-10樹木養生工の規定による。

#### 2-4-9 樹名板工

樹名板工の施工については、第9編2-3-11樹名板工の規定による。

#### 2-4-10 根囲い保護工

根囲い保護工の施工については、第9編2-3-12根囲い保護工の規定による。

### 第5節 樹木整姿工

#### 2-5-1 一般事項

1. 本節は、樹木整姿工として高中木整姿工、低木整姿工、樹勢回復工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、対象となる植物の特性、樹木整姿の目的及び樹木整姿が対象植物におよぼす影響の度合いを十分理解したうえで施工しなければならない。
3. 受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。

#### 2-5-2 材料

樹木整姿工に使用する材料については、下記の事項に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) 充てん材の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (2) 防腐剤の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

#### 2-5-3 高中木整姿工

1. 高中木整姿工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、基本剪定の施工については、樹形の骨格づくりを目的とした人力剪定作業をもって、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。
  - (2) 受注者は、軽剪定の施工については、樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止を目的とした人力剪定作業をもって、切詰め、枝抜きを行わなければならない。
  - (3) 受注者は、機械剪定の施工については、機械を用いた刈込み作業で、樹種の特性に応じた最も適切



な剪定方法によって行わなければならない。

2. 剪定の施工については、主として剪定すべき枝は、以下の各号の規定による。
  - (1) 枯枝
  - (2) 成長のとまった弱小な枝（弱小枝）
  - (3) 著しく病虫害におかされている枝（病虫害枝）
  - (4) 通風、採光、架線、人車の通行の障害となる枝（障害枝）
  - (5) 折損によって危険をきたすおそれのある枝（危険枝）
  - (6) 樹冠や樹形の形成上及び樹木の生育上不必要な枝（冗枝、ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝）
3. 剪定の方法については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、公園樹木の剪定については、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然樹形仕立てとしなければならない。
  - (2) 受注者は、樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定しなければならない。
  - (3) 受注者は、太枝の剪定は切断箇所の表皮がはがれないよう、切断予定箇所の数10cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえ、切り返しを行い切除しなければならない。また、太枝の切断面には必要に応じて、防腐処理を施すものとする。
  - (4) 受注者は、樹枝については、外芽のすぐ上で切除しなければならない。ただし、しだれ物については内芽で切るものとする。
  - (5) 受注者は、樹冠外に飛び出した枝切りや、樹勢回復するために行う切り返し剪定については、樹木全体の形姿に配慮し、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取らなければならない。
  - (6) 受注者は、枝が混み過ぎた部分の中すかしや樹冠の形姿構成のために行う枝抜き剪定については、不必要な枝（冗枝）をその枝のつけ根から切取らなければならない。
  - (7) 受注者は、花木類の手入れについては、花芽の分化時期を考慮し、手入れの時期及び着生位置に注意しなければならない。

#### 2-5-4 低木整姿工

1. 受注者は、低木整姿工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、第9編2-5-3高中木整姿工の規定による。
2. 受注者は、枝の密生した箇所は中すかしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込まなければならない。
3. 受注者は、裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込まなければならない。  
また、萌芽力の弱い針葉樹については弱く刈込んで、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に依り、充分注意しながら芽つみを行わなければならない。
4. 受注者は、大刈込みは、各樹種の生育状態に依り、目標とする刈り高にそろそろよう、刈込まなければならない。また、植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るような処置を行わなければならない。

#### 2-5-5 樹勢回復工

1. 受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に施与時期、施与方法については設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
2. 樹木修復の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、樹木修復については、修復の時期、種類及び方法については設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、樹木の樹皮部及び木部の枯死、腐朽、病患、傷の部分は必要に応じて削って除かなければならない。また、害虫が侵入してきている部分は、幼虫の駆除を完全に行わなければならない。
- (3) 受注者は、樹木の腐朽部を除去した場合は、腐朽菌や害虫を駆除するために必要に応じて殺菌剤や燻蒸剤を塗布又は燻蒸して消毒しなければならない。
- (4) 受注者は、除去した腐朽部には、充てん後に変化して障害を出さない材料で、傷口と充てん材の間から雨水が浸透しないよう充てんし、樹木と傷口の形状に合わせて成形しなければならない。
- (5) 受注者は、腐朽部が大きい場合は、回復された表面に崩壊、剥離が生じないように補強材で補強しなければならない。
- (6) 受注者は、患部の治療を終えるとき、充てん剤の仕上げ面は周囲の形成層より内部に仕上げ、術後形成層の発育を阻害しないようにしなければならない。
- (7) 受注者は、施工後の樹木の傷が安定するまで、樹木に支柱やロープで補強対策を行わなければならない。

## 第6節 公園施設等撤去・移設工

### 2-6-1 公園施設撤去工

公園施設撤去工については、第9編1-10-2公園施設撤去工の規定による。

### 2-6-2 移設工

移植工の施工については、第9編1-10-3移設工の規定による。

### 2-6-3 伐採工

伐採工の施工については、第9編1-10-4伐採工の規定による。

### 2-6-4 発生材再利用工

発生材再利用工の施工については、第9編1-10-5発生材再利用工の規定による。

## 第3章 施設整備

### 第1節 適用

1. 本章は、公開緑地工事における給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 仮設工は、第3編 第1章 第10節 仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

国土交通省	都市公園移動等円滑化基準	(平成18年12月)
国土交通省	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】	(平成25年3月)
日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和元年7月)
日本公園緑地協会	ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり	
	都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説	(平成20年2月)
都市緑化技術開発機構	防災公園計画・設計ガイドライン(案)(改訂版)	(平成27年9月)
国土交通省	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)	(平成26年6月)
国土交通省	都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)	(平成26年6月)
日本公園施設業協会	遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014	(平成26年6月)
文部科学省	プールの安全標準指針	(平成19年3月)
国土交通省		
日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説 2009版	(平成21年10月)
日本電気協会	内線規程	(平成28年10月)
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻	(平成12年9月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成22年1月)
インターロッキングブロック協会	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	(平成19年3月)
日本道路協会	視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成25年12月)
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)
日本道路協会	防護柵の設置基準の改定について	(平成16年3月)

日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成28年12月)
日本みち研究所	補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説	(平成29年11月)
日本みち研究所	景観に配慮した道路付属物等ガイドライン	(平成29年11月)
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(令和2年6月)
建設省	道路附属物の基礎について	(昭和50年7月)
日本道路協会	駐車場設計・施工指針・同解説	(平成4年11月)
全日本建設技術協会	土木工事安全施工技術指針	(平成22年4月)
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年1月)
日本道路協会	アスファルト混合所便覧(平成8年度版)	(平成19年1月)
日本道路協会	透水性舗装ガイドブック2007	(平成19年3月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会	自転車道等の設計基準解説	(昭和49年10月)
土木学会	舗装標準示方書	(平成27年3月)
土木学会	コンクリート標準示方書(設計編)	(平成30年3月)
土木学会	コンクリート標準示方書(施工編)	(平成30年3月)
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	(平成24年6月)
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年7月31日)
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成14年7月31日)
建設省	コンクリート中の塩化物総量規制について	(昭和61年6月)

### 第3節 給水設備工

#### 3-3-1 一般事項

1. 本節は、給水設備工として水栓類取付工、貯水施設工、循環設備工、散水施設工、作業土工、給水管路工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、給水設備工の施工については、**設計図書**において特に定めのない事項については監督員と協議するものとする。

#### 3-3-2 材料

1. 給水設備工の材料は、JISの規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
2. 給水設備工の材料は、JWWA(日本水道協会)の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
3. 量水器は、計量法(平成4年法律51号)に定める検定合格品とし、方式は特記による。なお特記がない場合は、(1)から(3)によるほか、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとする。
  - (1) 口径13のもの、単箱型接線流羽根車式(乾式直読)とする。
  - (2) 口径20以上40以下のものは、複箱型接線流羽根車式(乾式直読)で脈動水量指針逆転式のものとする。
  - (3) 口径50以上のものは、湿式たて型軸流羽根車式(液封直読)またはたて型軸流羽根車式(乾式直読)とする。
4. 受注者は、給水設備の施工に使用する材料については、施工前に品質、機能を証明する資料を作成し監督員に提出しなければならない。

#### 3-3-3 水栓類取付工

1. 受注者は、メーターボックスの施工については、通行に支障のない場所に設置する場合は、地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一の高さになるよう施工しなければならない。
2. 止水栓及び不凍水栓の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、止水栓及び不凍水栓の取り付けについては、止水栓ボックスの中心に垂直に取付けなければならない。
  - (2) 受注者は、地盤の悪い場所での施工については、沈下のないように十分基礎を締固めておかなければならない。
  - (3) 受注者は、止水栓及び不凍水栓の取り付けについては、必ず開閉を行い、支障のないことを確かめてから閉止しておかなければならない。
3. 止水栓ボックスの設置については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、止水栓ボックスの設置については、通行に支障のない場所に設置する場合は、地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一の高さになるよう施工しなければならない。また、建込みボルトの締付けも確認しなければならない。
  - (2) 受注者は、止水栓ボックスの設置については、スピンドルが折れないように、堅固に取り付けなければならない。
4. 受注者は、ボックス類高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

#### 3-3-4 貯水施設工

1. 飲料水を貯留する貯留施設の場合は、建築基準法第36条、建築基準法施行令第129条の2の5ならびに同条に基づく告示の定める規定による。
2. 貯水施設にマンホールを使用する場合は、第9編3-4-8集水桝・マンホール工の規定による。
3. 貯水施設にプレキャストカルバート、プレキャストボックス、プレキャストパイプを使用する場合は、第3編1-3-20プレキャストカルバート工の規定による。
4. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第3編1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。
5. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び碎石といたの間隙充填材を加え、締固めながら仕上げなければならない。
6. 受注者は、基礎材の敷均し及び締固めについては、支持力が均等となり、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
7. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については第1編 第3章 無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
8. 受注者は、貯水施設の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。
9. 受注者は、貯水施設の設置については、**設計図書**に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直になるように施工しなければならない。
10. 受注者は、防水モルタルの施工については、**設計図書**によるものとし、貯水施設に外部から雨水が侵入しないよう施工しなければならない。
11. 受注者は、貯水施設の埋戻しについては、流入管管底と流出管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを**確認**した後、**設計図書**に示す埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しについては、貯水施設がコンクリート構造物以外の場合は、貯水施設内に半分程度注水した後行い、30cmの層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。なお、貯水施設がコンクリート構造物の場合は、水締めの必要はないものとする。
12. 受注者は、通気孔の設置については、通気孔には耐食性のある防虫網を取付けなければならない。

13. 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動しないよう設置しなければならない。
14. 受注者は、貯水施設の養生後、貯留水が清水になるまで洗浄しなければならない。
15. 受注者は、貯水施設の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を確認しなければならない。また、工事完了後は、貯水施設を満水状態にしておかなければならない。
16. 受注者は、蓋高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるよううに施工しなければならない。

### 3-3-5 循環設備工

1. 受注者は、循環設備工の施工については、**設計図書**によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）の規定による。
2. 受注者は、機械室の施工については、**設計図書**によるものとし、基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分突固めなければならない。
3. 貯水槽の施工については、第9編3-3-4貯水施設工の規定による。
4. 噴水装置、濾過装置、滅菌装置、循環装置の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
  - (2) 受注者は、製作する機器類、実管スリーブ、オーバーフロー金物、ポンプピットストレーナーは、施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
  - (3) 受注者は、施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置も動作させ異常の有無を試験し、次いで各機器の自動又は連動運転を行い、異常の有無を試験しなければならない。
  - (4) 受注者は、噴水装置、滅菌装置、循環設備の各部を満水にし、各機器の能力を使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い全体及び各部の状態について異常の有無を試験しなければならない。
  - (5) 受注者は、滅菌装置、循環設備が定常の使用状態に入った後、速やかに監督員の**指示**により、必要な試験を実施し、試験成績表を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。
5. ポンプの設置については、以下の各号の規定によるものとする。
  - (1) 受注者は、ポンプの設置については、水準器により十分に芯出し調整を行わなければならない。また、動力ケーブル、制御ケーブルはポンプの吊り上げ、分解時に必要な長さを確保しなければならない。
  - (2) 受注者は、水中モートルポンプのケーブル接続については、ポンプピット内で行わなければならない。
6. 受注者は、機器搬入時に既設構造物を損傷することのないようにしなければならない。
7. 受注者は、バルブの設置については、**設計図書**に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。
8. 受注者は、バルブボックスの施工については、**設計図書**に示す位置、高さに設置しなければならない。
9. 受注者は、配管の施工に先立ち、他の設備管類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して、その位置を正確に決定しなければならない。
10. 配管材の接合については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。
  - (2) 受注者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げなければならない。
  - (3) 受注者は、ねじ加工機については、自動定寸装置付きとしなければならない。また、ねじ加工に際

- しては、ねじゲージを使用してJIS B 0203（管用テーパねじ）に規定するねじが適正に加工されているか確認しなければならない。
- (4) 受注者は、ねじ山、管内部及び端部に付着している切削油、水分、ほこり等を十分に除去した後、おねじ部のみにねじ接合材を塗布し、ねじ込まなければならない。
  - (5) 受注者は、フランジの接合については、適正材質、厚さのガスケットを使用し、ボルト及びナットを均等に片寄りなく締付けなければならない。
11. 受注者は、建物導入部の配管で不等沈下のおそれがある場合は、フレキシブルジョイントを使用した方法で施工する。ただし、排水及び通気配管を除く。
  12. 受注者は、鋼管、鋳鉄管及び鉛管に対するコーキング修理を行ってはならない。
  13. 受注者は、制御盤の施工については、**設計図書**によるものとし、盤内の器具及び材料は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得たものとしなければならない。
  14. 受注者は、循環設備工の接地工事については、第D種接地工事を施さなければならない。

### 3-3-6 散水施設工

1. スプリンクラーの施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、スプリンクラーボックスの中心に垂直に取付けなければならない。
  - (2) 受注者は、スプリンクラーボックスの蓋については、地面より高めになるよう施工しなければならない。
  - (3) 受注者は、スプリンクラーの設置については、付近の土が混入しないようにしなければならない。
2. 受注者は、ミストの施工については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、ドリップパイプの施工については、折れ曲がりに注意して布設しなければならない。
4. 受注者は、散水栓の設置については、散水栓ボックスの中心に取付けなければならない。
5. 受注者は、散水栓高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

### 3-3-7 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

### 3-3-8 給水管路工

1. 受注者は、給水管の施工については、下記の事項により施工するものとする。なお、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**のうえ施工しなければならない。
  - (1) 受注者は、各種管類の曲部には曲部用継手を用いなければならない。なお、布設路線に障害物がある場合は、曲管を使用することとし、直管をずらすことによって障害物をかわしてはならない。
  - (2) 受注者は、地下埋設物との交差や構造物を横断する箇所は、必要に応じてさや管やコンクリートで防護しなくてはならない。
  - (3) 受注者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行又は交差する場合は、30cm以上の間隔をおき、布テープにより防護しなくてはならない。
  - (4) 受注者は、給水管が電食又は酸・アルカリによって腐食するおそれのある場所での布設については、耐食性の給水管を使用しなければならない。
  - (5) 受注者は、給水管の曲管部又は管末部で、接合箇所が離脱するおそれがある場合は、離脱防止継手を用いるか、コンクリートで保護しなければならない。
  - (6) 受注者は、不等沈下が生じるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手を用いなければならない。
  - (7) 受注者は、漏水のないように施工しなければならない。

- (8) 受注者は、布設する給水管の周囲を埋戻し、十分転圧しなければならない。なお、給水管、給水設備、ボックス類に損傷、沈下、移動を与えないように布設しなければならない。
2. 受注者は、給水管の布設については、境界杭、道路標識、ベンチマーク、水が汚染されるおそれのある箇所近接して布設しないようにしなければならない。
  3. 受注者は、ポリエチレン管の布設については、温度差による膨張、収縮を考慮して蛇行配管としなければならない。また、コイル巻きによるねじれ、わん曲、くせがあるため器具の傾斜が生じやすいので、器具前後の管は、徐々にねじれを解いて布設しなければならない。
  4. 铸铁管類の布設については、以下の各号の規定による。
    - (1) 受注者は、勾配のある場所に施工する場合は、受口を上り勾配に向けて布設しなければならない。なお、将来の維持管理に備えて、管及び異形管の表示記号は上部にして布設しなければならない。
    - (2) 受注者は、切断又は変形した材料を使用してはならない。また、異形管の切断、変形は行ってはならない。
  5. 硬質塩化ビニール管の布設については、以下の各号の規定によるものとする。
    - (1) 受注者は、曲げ配管が必要な場合は、エルボ又はバンドを用いて配管しなければならない。
    - (2) 受注者は、ガソリン、クレオソート、塗料といった有機溶剤を含むものに浸食されるおそれのある場所へ布設してはならない。
  6. 受注者は、給水管の接合については、以下の各号の規定による。
    - (1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。
    - (2) 受注者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう、管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げなければならない。
    - (3) 受注者は、配管の施工を一時休止する場合は、管内に異物が入らないように養生しなければならない。
  7. 受注者は、鉛管相互の接合は、原則として行ってはならない。
  8. 受注者は、鉛管と铸铁管を接合する場合は、LY継手と铸铁管をメカニカル接合し、鉛管を拡張してボルト及びナットで締付けて接合しなければならない。また、鉛管と鋼管を接合する場合は、黄銅製はんだ付用ニップルを使用しなければならない。
  9. 受注者は、ビニルライニング鋼管の接合については、樹脂コーティング管防食管継手を用いて接合しなければならない。
  10. 受注者は、硬質塩化ビニール管類の接合については、硬質塩化ビニール管用接着剤及び継手類を用いて接合しなければならない。
  11. 受注者は、ダクタイル铸铁管の接合については、メカニカル継手、タイトン継手、又はフランジ継手を用いて接合しなければならない。
  12. 受注者は、給水管理設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。
  13. 受注者は、給水管の布設後、必要に応じて水圧試験、通水試験、ポンプの試験を、監督員の立会のもとで行わなければならない。なお、それぞれの試験の内容については、設計図書によらなければならない。

## 第4節 雨水排水設備工

### 3-4-1 一般事項

1. 本節は、雨水排水設備工として調整池工、貯留施設工、作業土工、側溝工、管渠工、集水樹工・マンホール工、地下排水工、公園水路工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、雨水排水設備工の施工にあたっては、「道路土工要綱2-7排水施設の施工」（日本道路協会、



平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

3. 受注者は、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、公園水路工の施工については、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から園路及び広場に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。

### 3-4-2 材料

1. 雨水排水設備工に使用する材料は、JISの規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
2. 管類及びフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、雨水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

### 3-4-3 調整池工

1. 周囲小堤の法面整形作業については、第9編1-3-7法面整形工の規定による。
2. 周囲小堤の法面作業については、第3編1-14-4法枠工の規定による。
3. 周囲小堤に擁壁を使用する場合は、第9編1-8-4現場打擁壁工、第9編1-8-5プレキャスト擁壁工の規定による。
4. 周囲小堤に石積を使用する場合は、第9編1-8-8石積工の規定による。
5. 受注者は、余水吐及び放流施設の施工については、余水吐及び放流施設の高さ及び水抜き孔と周囲小堤との通水性、並びに排水管との接合に支障のないよう、**設計図書**に示す位置、高さに施工し、水平、鉛直となるように据付けなければならない。

### 3-4-4 貯留施設工

1. 貯留施設の施工については、第9編3-3-4貯水施設工、第9編3-4-3調整池工の規定による。
2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、**設計図書**による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。
3. 受注者は、貯留施設の施工については、基礎を突固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。
4. 受注者は、貯留施設のフィルター材の施工については、付近の土が混入しないようにしなければならない。
5. 受注者は、蓋高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

### 3-4-5 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。

### 3-4-6 側溝工

1. 側溝工の施工については、第3編1-3-21側溝工の規定による。
2. 受注者は、現地の状況により、**設計図書**に示された水路勾配により難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
3. 受注者は、L型側溝、現場打L型側溝、プレキャストU型側溝、現場打側溝、プレキャスト皿型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。

4. 受注者は、現場打型側溝の施工については、側溝の表面の締固めたコンクリートが半乾きの状態の時にコテを使用し、かつ、突端部は面ゴテを使用して仕上げなければならない。
5. 受注者は、現場打側溝については、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
6. 管（函）渠型側溝の施工については、第3編1-3-20プレキャストカルバート工の規定による。
7. コルゲートフリュームの施工については、第8編1-9-3側溝工の規定による。
8. 受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、**設計図書**に示すコンクリート厚さとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と協議しなければならない。
9. 公園素掘側溝の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、公園素掘側溝の施工にあたり、掘削（切土）面はゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のため取り除かなければならない。盛土面は法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。また、底面は滑らかで一様な勾配となるよう施工しなければならない。
  - (2) 受注者は、公園素掘側溝に張芝を施す場合、第9編2-3-6地被類植栽工2. 芝の植付けの規定による。
10. 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。
11. U形側溝小口止めの施工については、**設計図書**によらなければならない。
12. 受注者は、側溝高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

### 3-4-7 管渠工

1. 受注者は、現地の状況により**設計図書**に示された水路勾配により難い場合は、**設計図書**に関して監督員と協議するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 管渠工の施工については、第3編1-3-20プレキャストカルバート工の規定による。
3. 受注者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。
4. 受注者は、管渠工の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。
5. 受注者は、ソケット付の管の布設については、上流側又は高い側にソケットを向けなければならない。
6. 受注者は、管布設工の施工については、基礎の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリート又は固練りモルタルを充填し、空隙が生じないように施工しなければならない。
7. 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。
8. コルゲートパイプの布設については、以下の各号の規定による。
  - (1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土又は砂とする。
  - (2) コルゲートパイプの組立ては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後ボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
  - (3) 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工」－カルバート工指針7-2(2)2)敷設工（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これ以外の施工方法

による場合は、施工前に**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

9. 副管及び接続ソケットの施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、接合部の仕上げについては、管の損傷、漏水のないよう特に入念に仕上げ、管の通りについて確認し、埋戻さなければならない。
  - (2) 受注者は、布設勾配については、中だるみのないように施工しなければならない。
  - (3) 受注者は、接合材が管の内面にはみ出していないか確認しなければならない。
  - (4) 受注者は、接合材が十分硬化するまでは、無理な荷重を加えてはならない。また、埋戻しは十分硬化していることを確認し、丁寧に行うとともに入念に締固めなければならない。
  - (5) 受注者は、本管ソケット部と取付口に簡単な遣形を設け、一直線に下流側から施工しなければならない。
10. 受注者は、立体網状管の施工については、**設計図書**によらなければならない。
11. 受注者は、管閉塞の施工については、**設計図書**によらなければならない。
12. 受注者は、管口フィルターの施工については、フィルターの破損がないことを**確認**し、すき間や折れのないように施工しなければならない。

#### 3-4-8 集水枡・マンホール工

1. 集水枡の施工については、第3編1-3-22集水枡工(街渠枡)の規定による。
2. 集水枡・マンホール工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
  - (1) 受注者は、集水枡及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
  - (2) 受注者は、側溝工及び管渠工との接続部は、漏水が生じないように施工しなければならない。
  - (3) 受注者は、集水枡及びマンホール工の施工について、路面との高さの調整が必要な場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
3. 受注者は、枡に接合する取付管の管口仕上げについては、上部塊類を設置する前に接着剤が管の内面に突出していないか**確認**した後、塊類を設置しなければならない。
4. 受注者は、枡高さ調整及びマンホール高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

#### 3-4-9 地下排水工

1. 受注者は、地下排水の施工については、**設計図書**で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、直ちに監督員に**連絡**し、その対策について監督員の**指示**によらなければならない。
2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、**設計図書**による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。
3. 受注者は、有孔ヒューム管、有孔塩化ビニル管、透水コンクリート管、化学繊維系管の施工については、基礎を突固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。

#### 3-4-10 公園水路工

1. 受注者は、公園水路工の施工については、**設計図書**によらなければならない。なお、現地の状況により、**設計図書**に示された水路勾配により難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 受注者は、プレキャスト水路の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生

じないように施工しなければならない。

3. 受注者は、水路蓋の設置については、路面又は水路との段差が生じないように施工しなければならない。

## 第5節 汚水排水設備工

### 3-5-1 一般事項

本節は、汚水排水設備工として作業土工、管渠工、汚水柵・マンホール工、浄化槽工、その他これらに類する工種について定める。

### 3-5-2 材料

1. 汚水排水設備工に使用する材料はJISの規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
2. 受注者は、汚水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

### 3-5-3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工の規定による。

### 3-5-4 管渠工

管渠工の施工については、第9編3-4-7管渠工の規定による。

### 3-5-5 汚水柵・マンホール工

1. 汚水柵・マンホール工の施工については、第9編3-4-8集水柵・マンホール工の規定による。
2. 汚水柵及びマンホールのインパートの施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、管接続部、底部及び側壁部より漏水のないよう施工しなければならない。
  - (2) 受注者は、柵及びマンホールの底部の施工については、コンクリートで半円形にし、水が溜まらないように勾配を付け、表面がなめらかになるように仕上げなければならない。

### 3-5-6 浄化槽工

1. 浄化槽の施工については、建築基準法及び水質汚濁防止法、浄化槽法に基づく法令のほか、特定行政庁の定める条例の規定による。
2. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び碎石といたの間隙充填材を加え、締固めながら仕上げなければならない。
3. 基礎材の施工については、第9編3-3-4貯水施設工の規定による。
4. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第1編 第3章 無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
5. 受注者は、浄化槽の水密性の保持を勘案し、コンクリート打設後は、特に十分な養生を行わなければならない。
6. 受注者は、ユニット形浄化槽の設置については、**設計図書**の示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。
7. 受注者は、浄化槽の埋戻しについては、流入管管底と放流管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを**確認**した後、埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しは、槽内に半分程度注水した後行い、30cmの層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。

8. 受注者は、ユニット形浄化槽の埋戻しについては、ユニット本体に鋭角な碎石があたらないよう特に注意して施工しなければならない。
9. 受注者は、防水モルタルの施工については、**設計図書**によるものとし、浄化槽に外部から雨水が侵入しないよう施工しなければならない。
10. 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトがコンクリートの打込みにより移動しないよう設置しなければならない。
11. 浄化槽の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、浄化槽が定常の使用状態に入った後、速やかに流入水、処理水の水質分析、騒音測定等の必要な試験を実施し、試験成績表を監督員に**提出**しなければならない。
  - (2) 受注者は、浄化槽の各槽を満水にし、各機器の能力を使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い、全体及び各部の状態について異常の有無を**確認**しなければならない。
  - (3) 受注者は浄化槽の施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置を動作させ異常の有無を**確認**し、次に各機器の自動又は連動運転を行い異常の有無を**確認**しなければならない。
  - (4) 受注者は、施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を**確認**しなければならない。また、工事完了後は、ポンプ槽を除くすべての槽を満水状態としておかなければならない。

## 第6節 電気設備工

### 3-6-1 一般事項

1. 本節は、電気設備工として照明設備工、放送設備工、作業土工、電線管路工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、農林水産省施設機械工事等共通仕様書第7章電気通信設備の規定による。

### 3-6-2 材料

1. 電気設備工に使用する材料は、JISの規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
2. 受注者は、電気設備工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

### 3-6-3 照明設備工

1. ハンドホルルの施工については以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、ハンドホルルの施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
  - (2) 受注者は保護管との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が1:3の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。
2. 引込柱及び照明灯の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、建込み位置については、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
  - (2) 受注者は、建込みについては、垂直に建込み、地際部には材質により必要に応じて防蝕テープを巻付けなければならない。
3. 受注者は、分電盤の施工については、ケーブル引込み部分にはシール材を十分詰めて、外部からの湿気の侵入を防がなければならない。
4. 受注者は、照明灯及び分電盤の器具、鉄箱といった金属部分の施工については、第D種接地工事により接地しなければならない。

5. 受注者は、照明灯の施工については、照明灯の内部で、ケーブル相互又はケーブルと電線とを接続する場合は、切り離しが可能な接続金物を使用しなければならない。
6. 受注者は、遮光板の施工については、十分に効果が得られるように設置しなければならない。
7. 受注者は、ハンドホール及び分電盤高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

#### 3-6-4 放送設備工

放送設備工の施工については、第9編3-6-3照明設備工の規定による。

#### 3-6-5 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。

#### 3-6-6 電線管路工

1. 電線の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
  - (1) 受注者は、引き入れに先立ち、電線管内を十分清掃し、電線は丁寧に引き入れ、管端口は電線を損傷しないように保護しなければならない。また、通線を行わない場合は、管端口には防水栓を差し込んでおかなければならない。
  - (2) 受注者は、要所、ハンドホール内及びその引込口、引出口近くでは電線に余裕を持たせなければならない。
  - (3) 受注者は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、その屈曲半径は低圧ケーブルにあたっては、単心以外の場合は、仕上がり外径の6倍以上とし、単心の場合は、仕上がり外径の8倍以上としなければならない。
2. 受注者は、電線及び電線管の施工については、ハンドホール内でのケーブル接続部分は、ケーブルハンガーに掛けて、ハンドホール底部に直接触れないよう取付けなければならない。
3. 受注者は、電線管の施工については、電線管の曲げ半径(内側内径とする)は、管内径の6倍以上とし、曲げ角度は90度を超えてはならない。
4. 受注者は、電線管理設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。

### 第7節 園路広場整備工

#### 3-7-1 一般事項

1. 本節は、園路広場整備工として舗装撤去工、舗装準備工、アスファルト舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、アスファルト系舗装工、コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、木系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工、園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工、作業土工、植樹ブロック工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、園路広場整備工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。
3. 受注者は、路盤の施工において、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して監督員と協議しなければならない。
4. 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、有害物を除去しなければならない。
5. 受注者は、表面排水勾配の配置については、**設計図書**で示されていない場合は、表3-1に示す表面排水勾配としなければならない。ただし、部分的なすりつけ部については、**設計図書**に関して監督員と協議しなければならない。

表3-1 表面排水勾配

種別	勾配	摘要
園路、歩行者道路、自転車道	1.0%	コンクリート、アスファルト、平板舗装類
広場	0.5～1.0%	平板、レンガ、タイル、砂、ダスト舗装類

6. 受注者は、転圧については、周辺の低い箇所から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。
7. 受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、前に転圧した幅の1/2以上重ねて行わなければならない。
8. 受注者は、散水については、淡水を用いるものとし泥水を使用してはならない。
9. 施設の仕上げについては、第9編第3章 第13節 施設仕上げ工の規定による。

### 3-7-2 材料

1. 受注者は、園路広場整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規格に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。
3. 路床盛土材は、第1編2-4-4路床盛土工の規定による。
4. アスファルト舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、アスファルト系舗装工で使用する材料については、第3編1-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。
5. コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、木系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工で使用する材料については、**設計図書**によるものとし、指定のない場合は第3編1-6-3アスファルト舗装の材料、1-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。
6. 園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工で使用する材料の種類及び規格は、**設計図書**によらなければならない。
7. 受注者は、クッション砂については、沈下量を一定にするため、同一現場内では、産地、粒度、含水率が同一のものを使用しなければならない。
8. 施設仕上げ工の材料については、**設計図書**による。

### 3-7-3 舗装撤去工

1. 受注者は、舗装版切断の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、舗装版粉碎の施工については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、路面切削の施工については、第3編1-6-15路面切削工の規定による。
4. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。

### 3-7-4 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第3編1-6-5舗装準備工の規定による。

### 3-7-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第3編1-6-7アスファルト舗装工の規定による。

### 3-7-6 排水性舗装工

排水性舗装工の施工については、第3編1-6-9排水性舗装工の規定による。

### 3-7-7 透水性舗装工

透水性舗装工の施工については、第3編1-6-10透水性舗装工の規定による。

### 3-7-8 アスファルト系舗装工

アスファルト系舗装工の施工については、第3編1-6-7アスファルト舗装工及び第3章1-6-9排水性舗装工、第3章1-6-10透水性舗装工の規定による。

### 3-7-9 コンクリート系舗装工

1. コンクリート系舗装工の路盤施工については、第3編1-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. インターロッキング舗装の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に**設計図書**に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。
  - (2) 受注者は、ブロックの据付けについては、設計図書に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。
  - (3) 受注者は、ブロック相互のかみ合わせが良くなるように据付けなければならない。
  - (4) 目地の幅は、2～3 mmを標準とする。
  - (5) 受注者は、目地ラインの修正をする場合は、角材、木槌を用い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。
  - (6) 受注者は、ブロック舗装面の仕上げについては、振動締固め機により行わなければならない。
  - (7) 受注者は、締固めについては、ブロックの長手方向に対して行い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。
  - (8) 受注者は、歩行に支障がないように、また降雨後に滞水がないように平坦に仕上げなければならない。
  - (9) 受注者は、目地詰めについては、乾燥した砂を舗装表面に散布した後、ほうき類で十分に詰めなければならない。なお、目地詰めの不十分な箇所は、締固め機を併用して行うか、散水により施工しなければならない。
  - (10) 受注者は、舗装表面に残った目地砂については、清掃し取り除かななければならない。
3. 受注者は、透水性コンクリート舗装の施工については、**設計図書**によらなければならない。
4. 平板舗装の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、**設計図書**に定めのない場合は、施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。なお、施工図は、舗装パターン、縁石、工作物との取合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。
  - (2) 受注者は、割り付けによって端数が生じた場合は、現場加工によって納まりよく仕上げなければならない。
  - (3) 受注者は、目地については、指定されたパターン及び目地幅によってゆがみなく仕上げなければならない。
  - (4) 受注者は、砂目地については、目地の幅は**設計図書**によるものとし、目違いのないように張り立て後、直ちに砂（細目）を散布し、ほうき類で目地に充填しなければならない。
  - (5) 受注者は、据付けについては、**設計図書**に示す表面勾配が得られるように水系を張って正確に行わなければならない。

### 3-7-10 土系舗装工



1. 土系舗装工の路盤施工については、第3編1-6-7アスファルト舗装工及び第3編1-6-12 コンクリート舗装工の規定による。
2. 土舗装工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、表層土については、均一に敷均し、締固めに適した含水比に保てるよう散水しながら、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
  - (2) 受注者は、仕上がり面については、塊が残らないようにレーキでかき均さなければならない。
  - (3) 受注者は、表層土の表層仕上り厚が30mm以下の場合、路床又は下層土面をレーキで浅くかき均し、なじみよくしたうえで、敷均し、転圧しなければならない。
  - (4) 受注者は、化粧砂をまく場合、その厚さについては、設計図書によるものとし、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。
  - (5) 受注者は、表層安定剤を散布する場合、散布量は設計図書によるものとし、適度の散水を行いながら転圧しなければならない。
3. 芝舗装の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、下層路盤のある場合は、下層面が損なわれないように客土を運搬、敷均し、設計図書に示す高さに仕上げなければならない。
  - (2) 受注者は、芝を張った後は、設計図書に示す目土を敷均し転圧のうえ、かん水しなければならない。
4. 耐踏圧性芝生舗装の施工については、芝舗装の規定によるものとするほか、以下の規定による。
  - (1) 耐踏圧性芝生舗装で使用する材料の種類及び規格は、**設計図書**によらなければならない。
5. 砂舗装、石灰岩ダスト舗装の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、砂舗装の砂と土砂については、よく混合した後、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
  - (2) 受注者は、石灰岩ダスト舗装については、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
  - (3) 受注者は、表層安定剤については、転圧後**設計図書**に示す量を散布し、必要に応じ適度の散水を行わなければならない。

### 3-7-11 レンガ・タイル系舗装工

1. レンガ・タイル系舗装工の路盤施工については、第3編1-6-7アスファルト舗装工及び第3編1-6-12 コンクリート舗装工の規定による。
2. レンガ舗装、タイル舗装の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、敷きモルタルの施工については、**設計図書**に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。
  - (2) 受注者は、レンガ、タイルの据付けについては、**設計図書**に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。
  - (3) レンガ、タイル舗装の化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については**設計図書**によらなければならない。

### 3-7-12 木系舗装工

1. 木系舗装工の路盤施工については、第3編1-6-7アスファルト舗装工及び第3編1-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. 受注者は、チップ舗装の施工については、**設計図書**によらなければならない。
3. 木レンガ舗装の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に**設計図書**に示す厚さになるように

均一に敷均さなければならない。

- (2) 受注者は、木レンガの据え付けについては、**設計図書**に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。
4. 受注者は、木道のクッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に**設計図書**に示す厚さになるように均一に敷き均さなければならない。
5. 受注者は、枕木舗装の施工については、**設計図書**によらなければならない。

### 3-7-13 樹脂系舗装工

1. 樹脂系舗装工の路盤施工については、第3編1-6-7アスファルト舗装工及び第3編1-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. 樹脂系舗装の表層の施工については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、ゴムチップ舗装の施工については、**設計図書**によらなければならない。

### 3-7-14 石材系舗装工

1. 石材系舗装工の路盤施工については、第3編1-6-7アスファルト舗装工及び第3編1-6-12コンクリート舗装工の規定による
2. 受注者は、碎石舗装の施工については、碎石を均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
3. 平石張舗装、ごろた石張舗装、玉石張舗装、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石張舗装、延段、飛石の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、張りパターンについて**設計図書**に定めのない場合は、施工図を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、施工図は、張り模様、縁石、工作物との取合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。
  - (2) 受注者は、各舗装の施工については、設計意図を十分理解したうえで、施工しなければならない。
  - (3) 受注者は、張り模様については、修景的配慮をしなければならない。なお、乱形平石張工において4方向以上の目地の集合点が生じてはならない。
  - (4) 受注者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組み合わせ、小さい石が多くなならないように配慮しなければならない。
  - (5) 受注者は、石材系舗装のクッション砂及び敷きモルタルについては、**設計図書**に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。
  - (6) 受注者は、モルタルによる化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については、**設計図書**によらなければならない。
  - (7) 受注者は、舗装の表面が平滑になるように配慮し、**設計図書**に示す表面勾配が得られるよう施工しなければならない。
  - (8) 受注者は、施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、施工後の養生を行わなければならない。
  - (9) 受注者は、合端については、現場で加工・施工を行い、特に端部の納まりに配慮しなければならない。

### 3-7-15 舗装仮復旧工

舗装仮復旧工の施工については、第9編3-7-4舗装準備工、3-7-5アスファルト舗装工、3-7-8アスファルト系舗装工、3-7-9コンクリート系舗装工の規定による。

### 3-7-16 園路縁石工

1. 園路縁石工の施工については、第3編1-3-5縁石工の規定によるもののほか、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、縁石ブロックについては、設置前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。
  - (2) 受注者は、縁石ブロックの目地幅及び目地モルタルの配合については、**設計図書**によらなければならない。
  - (3) 受注者は、現場打縁石については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートによるほか、**設計図書**によらなければならない。
2. レンガ縁石、木縁石、見切材（仕切材）、石材縁石の施工については、設計意図を十分理解したうえ、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、石材については、指定寸法でできる限りすわりのよいものを選び、天端および見切線はその見通線上に凹凸のないように注意して据付けなければならない。
  - (2) 受注者は、土ぎめの場合は、縁石の周囲を充分突固めながら、天端及び見切線の見通線がずれないように注意して据付けなければならない。
  - (3) 受注者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組合せなければならない。
  - (4) 受注者は、雑割石縁石の施工については、合端を馴染みよく合わせるように配慮しなければならない。
  - (5) 受注者は、施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、養生を行わなければならない。
3. 受注者は、縁石高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

### 3-7-17 区画線工

1. 区画線工の施工については、第3編1-3-9区画線工の規定による。
2. ロープ区画線及びロープ止めの施工については、**設計図書**によらなければならない。

### 3-7-18 階段工

1. 階段工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第9編第3章第13節施設仕上げ工によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、階段工の施工については、踏面に水が溜まらないよう施工しなければならない。
3. 受注者は、階段高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。
4. 受注者は、手すりの施工については、第9編3-11-6柵工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

### 3-7-19 公園橋工

受注者は、公園橋工の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、現地の状況により**設計図書**に示された構造によりがたい場合は、**設計図書**に関して監督員と協議しなければならない。
- (2) 橋台の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第9編3-3-4貯水施設工、第9編第3章第13節施設仕上げ工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
- (3) 橋設置の施工については、**設計図書**によらなければならない。

- (4) 受注者は、橋の設置に当たっては、設置時の部材の応力と変形等を十分検討し、その結果橋上部に対する悪影響がないことを**確認**しておかなければならない。
- (5) 受注者は、地覆については、橋の横方向最短部に設置しなければならない。
- (6) 受注者は、高欄、手すりの施工については、**設計図書**に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。

### 3-7-20 デッキ工

デッキ工の施工については、第9編3-7-19公園橋工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

### 3-7-21 視覚障害者誘導用ブロック工

1. 受注者は、視覚障害者誘導用ブロックの施工については、施工前に施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
2. 視覚障害者誘導用ブロックの施工については、**視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章**施工の規定による。  
 なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。
3. 視覚障害者誘導点字シート施工については、**視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章**施工の規定によるもののほか、**設計図書**による。

### 3-7-22 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。

### 3-7-23 植樹ブロック工

植樹ブロック工の施工については、第3編1-3-5縁石工の規定による。

## 第8節 修景施設整備工

### 3-8-1 一般事項

1. 本節は、修景施設整備工として、石組工、添景物工、袖垣・垣根工、花壇工、トレリス工、モニュメント工、修景施設修繕工、作業土工、小規模水景施設工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、修景施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。
3. 受注者は、修景施設整備工の施工については、設計意図を十分把握したうえで、施工しなければならない。
4. 修景施設の仕上げについては、第9編第3章第13節施設仕上げ工の規定による。

### 3-8-2 材料

1. 受注者は、修景施設整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
2. 石材は、使用目的に合致した形状を有し、外観の良好なものとする。
3. 砂、砂利は粒のそろったもので、異種材及び挟雑物を含まないものとする。
4. 受注者は、修景施設整備工に使用する木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び

素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督員に提出しなければならない。なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。

5. 受注者は、**設計図書**に示された寸法については、製材にあたっては仕上がり寸法とし、素材にあたっては特に明示する場合を除き末口寸法とする。
6. 工場製品については、ひび割れ、損傷がないものとする。

### 3-8-3 石組工

1. 受注者は、自然石の配分及び配置については、材種形状、色合い、周囲との取合いに十分考慮しなければならない。
2. 受注者は、石組工の施工については、現地の状況により、**設計図書**により難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、石の据付けにおける石の位置、向き、深さについては、**設計図書**により難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

### 3-8-4 添景物工

添景物工の施工については、第9編3-8-3石組工、第9編第3章第13節施設仕上げ工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

### 3-8-5 袖垣・垣根工、花壇工、トレリス工、モニュメント工

袖垣・垣根工、花壇工、トレリス工、モニュメント工の施工については、**設計図書**によらなければならない。

### 3-8-6 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。

### 3-8-7 小規模水景施設工

1. 流れ、滝、池、州浜、壁泉、カスケード、カナルの施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、コンクリートの施工については、打継ぎ箇所における、シーリング材の充填により水漏れ防止を行わなければならない
  - (2) 受注者は、防水の施工については、**設計図書**によらなければならない。
  - (3) 受注者は、防水の施工については、防水シートを使用する場合は、接合部の**設計図書**に示す重ね合わせを十分行い、密着させなければならない。
  - (4) 石積の護岸の施工については、第9編1-8-8石積工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
  - (5) 石張の施工については、第9編3-7-14石材系舗装工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
  - (6) 流れ工の仕上げの施工については、第9編第3章第13節施設仕上げ工の規定による。
2. 受注者は、小規模水景施設工については、**設計図書**に示す高さに施工しなければならない。
3. 受注者は、小規模水景施設工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

## 第9節 遊戯施設整備工

### 3-9-1 一般事項

1. 本節は、遊戯施設整備工として、遊具組立設置工、小規模現場打遊具工、作業土工、現場打遊具工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、遊戯施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。
3. 受注者は、遊戯施設整備工については、**設計図書**に示す高さに施工しなければならない。
4. 受注者は、遊戯施設整備工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
5. 遊戯施設の仕上げについては、第9編第3章第13節施設仕上げ工の規定による。

### 3-9-2 材料

1. 受注者は、遊戯施設整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
2. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、**設計図書**によるものとし、**設計図書**に示されていない場合は、JISの規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
  - (1) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、日本産業規格又は、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。
  - (2) 遊具器具の継手類及び主要部分の鋳造による金具類は、JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
  - (3) 金属材は、塵埃、油類の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防蝕を行うものとする。
3. 遊戯施設整備工に使用する木材については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、遊戯施設整備工に使用する木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督員に**提出**しなければならない。なお、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。
  - (2) 木材の仕上げ、付属金物の塗装仕様、詳細部の加工仕様については**設計図書**によらなければならない。
4. 石材については、種類、品質、規格、仕上げは、**設計図書**によらなければならない。
5. 樹脂材については、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用不飽和ポリエステル樹脂）の規格品又はこれと同等以上の品質を有するものとする。
6. ガラス繊維については、JIS R 3412（ガラスロービング）の規格品に適合する無アルカリ性のものとする。
7. 工場製品については、ひび割れ、損傷のないものとする。
8. 工場製品は、製作所の商標記号及び製造年月を表示したものとする。
9. 砂場工に用いる砂は、粘土、ごみ、有機物が混入しないものとする。

### 3-9-3 遊具組立設置工

1. 受注者は、遊具の製作、組立、建込みについては、安全性を重視して施工しなければならない。
2. 受注者は、遊具の建込みについては、設置高に注意し、ひずみ、ゆがみ、振れないように支保工、仮溶接により固定し建込んだ後、監督員の**確認**を受け、基礎固めを行わなければならない。また、コンクリートの硬化までは、十分な養生をしておかななければならない。

3. 受注者は、遊具のコンクリート基礎の施工については、金属製遊具の支柱地際を除き、地表面に露出させてはならない。
4. 受注者は、遊具のボルト、ナット又は軸による接合の場合は、座金を入れ、緩みのないよう締付け、止めねじ、ワリピンを用いて固定しなければならない。
5. 受注者は、遊具の施工に際し、安全上必要な箇所については、ダブルナット、Uナット又は袋ナットを使用しなければならない。
6. 受注者は、ロープ、ネットの結び目、結合部は、見え良く、堅固に取付けなければならない。
7. 遊具の木工事については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、見え掛り部分はんかな削り仕上げとし、とげ、ばりがないように平滑に仕上げなければならない。
  - (2) 受注者は、継手の施工については、特に定めない限り、構造的に応力が低下しないよう配置に留意しなければならない。
  - (3) 受注者は、木材のボルトを通す穴の施工については、使用するボルト径+3mmを越えてはならない。
  - (4) 受注者は、継手及び仕口の明示のない場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
  - (5) 受注者は、ボルトを隠すための埋木の施工については、接着剤で取れないように施工しなければならない。
  - (6) 受注者は、材質、含水量、防腐処理について安全な材料の選択を行い、危険がないように材料の選択を行い、接合部については、特に堅固に施工しなければならない。
8. 受注者は、遊具の設置箇所及びその周囲において、危険防止のため地表面下とも、障害物を除去した後、水はけ良く地均しして十分転圧しなければならない。
9. 安全柵の施工については、**設計図書**によるもののほか、第9編3-11-6柵工の規定による。
10. 受注者は、安全マットの施工については、**設計図書**によらなければならない。
11. 受注者は、遊具の施工については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをし、適切な対策を講じなければならない。
12. 受注者は、遊具の地際部には、遊具の材質によっては、必要に応じて防蝕対策の措置を行わなければならない。

#### 3-9-4 小規模現場打遊具工

1. 小規模現場打遊具工の施工については、第9編3-9-3遊具組立設置工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、小規模現場打遊具工の施工に際し、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸味を付け、安全性に留意しなければならない。

#### 3-9-5 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第1編1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。

#### 3-9-6 現場打遊具工

現場打遊具工の施工については第9編3-9-4小規模現場打遊具工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

### 第10節 サービス施設整備工

#### 3-10-1 一般事項

1. 本節は、サービス施設整備工として時計台工、水飲み場工、洗い場工、ベンチ・テーブル工、野外炉

工、炊事場工、サイン施設工、その他これらに類する工種について定める。

2. 受注者は、サービス施設設備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。

### 3-10-2 材料

サービス施設整備工で使用する材料は、第9編3-9-2材料の規定による。

### 3-10-3 時計台工

1. 時計台工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、時計台の施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

### 3-10-4 水飲み場工・洗い場工

1. 受注者は、水飲み場工・洗い場工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、水飲み場工・洗い場工については、**設計図書**に示す高さに施工しなければならない。
3. 水飲みの仕上げについては**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、第9編第3章第13節施設仕上げ工の規定による。

### 3-10-5 ベンチ・テーブル工

1. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、ベンチ・スツール及び縁台の施工については、前面の足元地盤は、水はけ良く地均しして、十分転圧しなければならない。
3. 受注者は、野外卓及びテーブルの施工については、テーブル板及び腰掛け板は、水平に取付けなければならない。また野外卓のテーブル板及び腰掛け板の取付けは、丸釘又はボルトで堅固に取付け、表面を平滑に仕上げなければならない。
4. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、**設計図書**に示す高さに施工しなければならない。
5. 受注者は、ベンチ・テーブル工の施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

### 3-10-6 野外炉工

1. 野外炉工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、野外炉工の仕上げについては、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、第9編第3章第13節施設仕上げ工の規定による。

### 3-10-7 炊事場工

炊事場工の施工については、第9編3-10-4水飲み場工・洗い場工、第9編3-10-6野外炉工の規定によるものとするほか、**設計図書**によらなければならない。

### 3-10-8 サイン施設工

1. サイン施設工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、サイン施設の施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施



工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

## 第11節 管理施設整備工

### 3-11-1 一般事項

1. 本節は、管理施設整備工として、リサイクル施設工、ごみ焼却施設工、ごみ施設工、門扉工、柵工、車止め工、園名板工、掲揚ポール工、反射鏡工、境界工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、管理施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。

### 3-11-2 材料

1. 管理施設整備工で使用する材料については、第9編3-9-2材料の規定によるもののほか、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとし、種類、規格、防錆処理については**設計図書**によらなければならない。

JIS A 6518 (ネットフェンス構成部材)

JIS G 3552 (ひし形金網)
2. 焼丸太については、杉又は桧とし、側面及び天端を焼きワイヤブラシで表面を磨いたものとする。
3. ロープ及びチェーンの製品については、損傷のないものとする。

### 3-11-3 リサイクル施設工、ごみ焼却施設工

1. リサイクル施設、ごみ焼却施設の施工については、**設計図書**によるものとする。これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と協議しなければならない。
2. リサイクル施設、ごみ焼却施設基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、タンパで十分突き固めなければならない。
3. リサイクル施設、ごみ焼却施設設備の施工については、第9編第3章第3節給水設備工、第9編第3章第4節雨水排水設備工、第9編第3章第5節汚水排水設備工、第9編第3章第6節電気設備工の規定による。

### 3-11-4 ごみ施設工

1. ごみ施設の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、くず入れ、吸殻入れの施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。
3. 受注者は、ごみ置場の仕上げについては、第9編第3章第13節施設仕上げ工の規定による。

### 3-11-5 門扉工

1. 門壁、門柱の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第9編3-3-4貯水施設工、第9編3-13施設仕上げ工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、門扉の施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

### 3-11-6 柵工

1. フェンス及び柵の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、基礎の施工については、地盤高と天端仕上げ高に合わせ突固め、曲がり及びねじれのないように取付けなければならない。
  - (2) 受注者は、コンクリートブロック基礎の施工については、コンクリートブロックに支柱を建て込み、モルタル又はコンクリートにより充填し、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。
  - (3) 受注者は、現場打コンクリート基礎の施工については、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。なお、現場打コンクリート基礎にあらかじめ箱抜きをする場合は、コンクリートブロック基礎の規定による。
  - (4) 受注者は、フェンスの建込みについては、溶接箇所における曲がり、ねじれが起きないように施工しなければならない。
  - (5) 受注者は、フェンス固定部分の施工については、緩みのないように堅固に締付け、金網及びパネルは、たるみ及びゆがみのないよう取付けなければならない。
  - (6) 受注者は、フェンスの笠木及び支柱のねじ部の施工については、袋ナットを用いない場合、余ったねじ胴部の切断処理を行わなければならない。
2. 受注者は、ロープ柵の施工については、緩みのないように柱3本に1本の割合でロープを1巻きさせなければならない。また、杭の曲がり及び端部は、控えを入れて補強しなければならない。
  3. 受注者は、チェーン柵の施工については、チェーンの固定部分は、堅固に取付けなければならない。
  4. 転落(横断)防止柵の施工については、第3編1-3-8路側防護柵工の規定による。
  5. ガードレール・ガードケーブル及びガードパイプの施工については、第3編1-3-7防止柵工の規定による。

### 3-11-7 車止め工

1. 車止め工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、車止めの設置位置については、**設計図書**によるものとし、これに示されない場合又は、現地の状況により位置に支障がある場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、車止めの施工については、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに、既設舗装及び既設縁石に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

### 3-11-8 園名板工

園名板の施工については、**設計図書**によらなければならない。

### 3-11-9 掲揚ポール工

1. 掲揚ポール工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、掲揚ポールの施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直に施工するとともに、ねじれの無いように施工しなければならない。

### 3-11-10 反射鏡工

反射鏡工の施工については、**設計図書**によるものとするほか、「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定による。

### 3-11-11 境界工

境界工の施工については、第3編1-20-2境界工の規定による。

## 第12節 建築施設組立設置工

### 3-12-1 一般事項

1. 本節は建築施設組立設置工として四阿工、パーゴラ工、シェルター工、キャビン（ロッジ）工、温室工、観察施設工、売店工、荷物預かり所工、更衣室工、便所工、倉庫工、自転車置場工、その他これらに類する工種について定める。
2. 建築施設組立設置工の組立設置については、**設計図書**によらなければならない。なお、特に定めのない場合は監督員と**協議**しなければならない。
3. 建築施設組立設置工の設備については、第9編第3章 第3節 給水設備工、第9編第3章第4節雨水排水設備工、第9編第3章第5節汚水排水設備工、第9編第3章第6節電気設備工の規定による。

### 3-12-2 材料

1. 建築施設組立設置工に使用する材料については、JISの規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
2. 工場製品については、製作所の商品記号を刻印したものとする。
3. 木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とする。なお、これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得るものとする。
4. 木材については、JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）による防腐処理品とし、経口毒性及び経皮毒性が安全と認められているものを使用するものとする。
5. ボルト、ナットについては、JIS製品を使用し、ボルトには座金を使用するものとする。
6. 樹脂については、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）の規格品又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
7. ガラス繊維については、JIS R 3412（ガラスロービング）の規格品に適合する無アルカリ性のものとする。
8. 屋根材、屋根下地用ルーフィング、付属材料については、**設計図書**によらなければならない。

### 3-12-3 四阿工、パーゴラ工、シェルター工、キャビン(ロッジ)工、温室工、観察施設工、売店工、荷物預かり所工、更衣室工、便所工、倉庫工、自転車置場工

1. 受注者は、各工種基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分突固めなければならない。
2. 各工種設置の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、設置位置については、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
  - (2) 受注者は、床面に水たまりを生じないように勾配をつけなければならない。
  - (3) 受注者は、仕上げの色合いについては、見本帳又は見本塗り板を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。
3. 各工種の木材使用については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、見え掛かり部分について現場での仕上げが必要な場合は、すべて荒削り又は、かんな削りのうえ、仕上げ削りをしなければならない。
  - (2) 受注者は、継手については、特に定めのない限り、乱に配置しなければならない。
  - (3) 受注者は、造作材の化粧面の釘打ちについては、隠し釘を標準としなければならない。
  - (4) 受注者は、継手及び仕口については、**設計図書**により難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
  - (5) 受注者は、ボルトを隠すための埋木については、欠け、割れ、ひびがない部材と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、すき間なく打込み、表面を平滑に仕上げなければならない。

- (6) 受注者は、表面の仕上げについては、特に平滑に仕上げ、とげが出ないように注意しなければならない。
  - (7) 受注者は、木材の端部及び角部の面取りについて、**設計図書**により難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
  - (8) 受注者は、上部構造部の金具類については、堅固に取り付け、ボルト締めは、緩み及びずれのないように締付けなければならない。
  - (9) 受注者は、コンクリート柱の上部と木部の桁、梁との取合い部について、雨水が溜まらないようにモルタルで勾配をつけなければならない。
  - (10) 受注者は、竹材を使用する場合は、節止めとしなければならない。
4. 受注者は、鋼材使用については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、端部の処理については、面取りなど必要な加工をしなければならない。
  - (2) 受注者は、部材の組立てに先立ち、修正し、仕上がり材に曲がり、ねじれ、反りが生じないように注意しなければならない。
  - (3) 受注者は、ボルトの締付けについては、ナットの回転量について部材を損傷しないよう注意し、締め過ぎないようにしなければならない。
  - (4) 受注者は、組立てに際して行う現場溶接については、できる限り少なくするよう工夫し、やむを得ず現場で溶接を行う場合は、変形を少なくするため、適当な収縮量を見込み、また、逆ひずみや拘束を与えて仕上がり寸法及び形状を正確に保つようしなければならない。
  - (5) 受注者は、部材を受け台に置き、曲げ、ねじれを与えないように留意し、支障が生じた場合は、組み立てに先立ち、修正しなければならない。
  - (6) 受注者は、組み立てについては、風圧やその他荷重に対して安全に施工できるように仮設の筋交いといった必要な支保を行い、補強しなければならない。
  - (7) 受注者は、仕上がり箇所の見え掛かり部分について、**設計図書**に示されていない場合は、サンダー仕上げをしなければならない。
  - (8) 受注者は、必要に応じて、ポリエチレンフィルム、剥離ペイントで養生を行い、現場に搬入しなければならない。
  - (9) 受注者は、取付け終わった金物で、出隅等の損傷のおそれがある部分は、当て板等の適切な養生を行わなければならない。また、工事完成時には、養生材を取り除き清掃を行わなければならない。なお、必要に応じて、ワックス掛け等を行わなければならない。
5. 受注者は、便所のサインについては、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

## 第13節 施設仕上げ工

### 3-13-1 一般事項

- 1. 本節は施設仕上げ工として、塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ、石仕上げ工、その他これらに類する工種について定める。
- 2. 受注者は、現場塗装の施工管理区分については、**設計図書**によらなければならない。
- 3. 受注者は、塗装の仕様については、**設計図書**によらなければならない。
- 4. 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

### 3-13-2 材料

- 1. 施設仕上げ工の材料については、**設計図書**によるものとしこれに示されていない場合は、監督員と**協議**しなければならない。

2. 塗装仕上げの材料については、第3編1-12-2材料の規定による。
3. 木部防腐剤塗りの材料については、次の規格に適合したもの又は、これと同等品以上の品質を有するものとする。  
JIS K 1570 (木材保存剤)
4. 受注者は、仕上げに使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
5. 塗装仕上げについては、各塗装工程の塗料は同種で、原則として同一製造所の製品としなければならない。
6. 受注者は塗装仕上げに使用する材料の色については、製造所の工場調色としなければならない。ただし、使用量が少ない場合又は、塗装工程上の変色の場合には、同一製造所の塗料を使用し、現場調色とするものとする。
7. 受注者は、塗装仕上げに使用する材料の搬入については、開封しないまま現場に搬入しなければならない。
8. 受注者は、仕上げ塗材の材料については、製造後、6ヶ月以上経過したものを使用してはならない。
9. 受注者は、塗装仕上げに使用する材料については、施工前に見本帳及び見本塗り板を作成し、監督員の承諾を得なければならない。ただし、使用量が少ない場合は、監督員の承諾を得て、同一製造所の塗料を使用し、現場調合とするものとする。
10. 受注者は、塗装仕上げの下塗りの材料については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。
11. 受注者は、吹き付け仕上げの材料については、JIS規格品とし、種類、塗り厚および塗りつけ量は設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
12. 受注者は、マスチック塗材については、製造所において調合されたものを使用しなければならない。
13. 受注者は、シーラー、セメント系下地調整塗材、仕上げ材については、主製造所の指定するものとしなければならない。
14. タイル仕上げに使用するタイルについては、JIS A 5209 (陶磁器質タイル) の規格品とし、形状が正確で、色調、硬度が一様であり、欠点がないものとする。
15. タイル仕上げに使用するタイルについては、形状寸法、色合いは設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。

### 3-13-3 塗装仕上げ工

1. 素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上げについては設計図書によるものとしこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2. 現場での塗装仕上げの施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、塗装面に損傷、汚染を与えないよう注意し、また、塗装箇所周辺、床にあらかじめ養生をしなければならない。
  - (2) 受注者は、原則として下塗りは白色、中塗りは白色又は、上塗り色に類似した色調としなければならない。また、不透明塗料について、監督員の指示がある場合は、下塗り、中塗りの工程は、上塗りとは異なった色によって塗り分けなければならない。
  - (3) 受注者は、仕上げの色合いについては、見本帳又は見本塗り板を作成し、監督員の承諾を得なければならない。
  - (4) 受注者は、被塗物は十分乾燥させた後塗装し、上塗り前に、上塗りまでの工程について設計図書に関して監督員の承諾を得た後、塗斑なく、塗膜厚が均等になるよう塗り上げなければならない。

- (5) 受注者は、塗装の乾燥期間内に次の工程に移ってはならない。
  - (6) 受注者は、塗布量については平らな面に付着させる塗料の量を標準量としなければならない。なお、塗料の標準量は、薄める前の塗料の量としなければならない。
  - (7) 受注者は、薄め液塗布材については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
  - (8) 受注者は、塗装面の保護については、必要に応じて、完全に乾燥するまで、縄張り、柵を設置し、ペンキ塗りたての表示をしなければならない。
  - (9) 受注者は、塗料を使用直前に良くかき混ぜ、必要に応じて小分けして塗装しなければならない。
  - (10) 受注者は、火気に注意し、爆発、火災といった事故を起こさないようにしなければならない。また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片等で、自然発火を起こすおそれのあるものは作業終了後速やかに処置しなければならない。
  - (11) 受注者は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、隅、ちり回り等は、乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。
    - ① 受注者は、はけ塗りについては、はけを用い、はけ目正しく一様に塗らなければならない。
    - ② 受注者は、吹付け塗りについては、塗装用スプレーガンを用い、ガンの種類、口径、空気圧等は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び、吹きむらのないよう一様に塗らなければならない。
    - ③ 受注者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、ちり回りは小ばけ又は、専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。
3. 受注者は、研磨紙ずり及び水研ぎについては、下層塗膜及びパテが硬化乾燥した後、各層毎に研磨紙又は、耐水研磨紙で素材の長手方向に、下層の塗膜を研ぎ去らないように注意して研がなければならない。
  4. 受注者は、穴埋めについては、深い穴、大きな隙間等に穴埋め用パテをへら又は、こてで押し込み埋め込まなければならない。
  5. 受注者は、パテかいについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、隙間、目違い等の部分にパテをへら又は、こてで薄く付けなければならない。
  6. 受注者は、パテしごきについては、穴埋め、パテかいの工程を行った後、研磨紙ずりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごき取らなければならない。
  7. 受注者は、パテ付け、下地パテ付けについては、パテかい、研磨紙ずりの後、表面が平らになるまで全面にパテを塗り付け、乾燥後、研磨紙ずりを行う工程を繰り返さなければならない。
  8. 受注者は、塗装については原則として次の場合行ってはならない。なお、やむを得ず塗装しなければならない場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
    - (1) 気温が5℃以下、湿度が85%以上の時又は換気が適当でなく結露するなど塗料の乾燥に不適當な場合、やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気などの養生を行わなければならない。
    - (2) 降雪雨の場合又は、塗料の乾燥前に降雪雨のおそれのある場合。
    - (3) 塗膜乾燥中に異物の付着が予想される場合。
    - (4) 塗被物が湿ったり、又は結露している場合。
    - (5) 炎天下で塗被表面の温度が高く、表面に泡を生じるおそれのある場合。
    - (6) コンクリートの亀裂などにより、漏水している場合。
  9. 受注者は、オイルステインワニス塗りについては、**設計図書**によるものとし、これに定めのない場合は、以下の各号の規定によるものとする。

表3-2 オイルステインワニス塗り

工 程	塗 料 そ の 他			希 積 剤	希 積 率 (%)	塗 布 量 (kg/m <sup>2</sup> )	放 置 時 間	
	規 格 番 号	規 格 名 称	規 格 種 別					
1	素地ごしらえ	3-13-3 素地ごしらえ 木部による。						
2	着色 (1回目)	—	油性ステイン	—	塗料用シンナー	20 以下	各発注機関の 仕様による。	10
3	ふき取り	全面布片でふき取る。						
4	着色 (2回目)	—	油性ステイン	—	塗料用シンナー	20 以下	各発注機関の 仕様による。	10
5	ふき取り	全面布片でふき取る。						
6	色押さえ	JIS K 5431	セラックニス	1種	変性アルコール	10 以下	各発注機関の 仕様による。	24
7	仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	—	塗料用シンナー	10 以下		—

- (1) 受注者は、ヒノキ、ヒバ、ツガ、ベイツガ及びマツ類の場合は、工程1の次に吸い込み止め（白ラックニス又はウッドシーラー）を行わなければならない。
- (2) 受注者は、堅木の場合は、工程1の次に目止め1回（油性の目止め剤）を行わなければならない。
10. 受注者は、木部防腐剤塗りについては、**設計図書**による材料、又は、（社）日本木材保存協会もしくは（社）日本しろあり対策協会が認定した木材防腐・防蟻剤（表面処理用）を使用しなければならない。

### 3-13-4 加工仕上げ工

- 石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては、**設計図書**によるものとしこれに示されていない場合は、**設計図書**に関して監督員と協議しなければならない。
- のみ切り仕上げは、荒こぶ取りした石の表面をさらにノミによって大きく高い山をはつり取っていく加工のこととする。

荒こぶ取りは、玄能払いともいい、石材の種類、性質、又は石の目の間隔で、割肌に著しい高低や凹凸があった場合、ノミによって大きな山を切り崩し、荒石の表面を荒ならしめる程度の加工のこととする。

びしゃん仕上げは、中ノミ切り程度の表面をビシャンという道具で叩いて小山をつぶし、さらに平滑に仕上げること、また、機械挽きで生じた平坦面をビシャンで叩くことで、粗面にする加工のこととする。

小たたき仕上げは、ビシャンたたきをした石の表面を両刃という工具で1~2mmの平行線の筋がつくように均等に叩いて、さらに表面を細かく仕上げる加工のこととする。

あらみがきは、ビシャン仕上げ又は機械切りの上に研磨機を用いて磨いた比較的粗面でつやのない仕上げのこととする。

水みがきは、小たたき又はビシャン仕上げしたものに研磨剤と砥石又はグラインダーで磨く仕上げの

ことで、素地が磨けているがつやの出る手前の状態の仕上げのこととする。

本みがきは、つや出し粉を散布し、光沢を発揮している状態の仕上げのこと本みがきのつや出し仕上げとし、つや出し粉を用いずに磨いた場合はつや消しとする。

3. コンクリート加工仕上げの施工については、**設計図書**及び監督員の**指示**がない場合は、以下の各号の規定による。
  - (1) はつり仕上げは、コンクリート面の表面仕上げの工法の1つで、ブレーカー及びこれに類する工具により、コンクリート面に対し鋭角に切削して仕上げることで、この場合深さは5～10mm程度とする。
  - つつき仕上げは、コンクリートの表面仕上げの工法の1つで、トンボ又は、これに類する工具により、コンクリート面に対し直角に切削して仕上げることで、この場合深さは3～5mm程度とする。
  - (2) 受注者は、コンクリートつつき仕上げの出来形寸法については、仕上げ以前の寸法としなければならない。

### 3-13-5 左官仕上げ工

1. 化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、**設計図書**によるものとしこれに示されていない場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、人造石仕上げの種石の種類、顔料については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、人造石研ぎ出しの施工については、原則として機械研ぎとし、最終研ぎ出しは砥石を用い、目つぶし、のろがけを繰り返して、仕上げ面のピンホールがないよう、滑らかに仕上げなければならない。
4. 受注者は、人造石洗い出しの施工については、上塗りの後、ブラシで種石面ののろをふき取り、石並びを調整した後、水引き具合を見はからいながら水を吹付けて洗い出し、仕上げなければならない。
5. 受注者は、擬岩仕上げのコンクリート・モルタルの規格、顔料については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

### 3-13-6 タイル仕上げ工

1. タイル張り仕上げについては、**設計図書**によるものとしこれに示されていない場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
2. タイル張り仕上げの養生と清掃については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、強い直射日光、風、雨等により損傷を受けるおそれのある場合は、シートを張り、養生を行わなければならない。
  - (2) 受注者は、タイル張り終了後、タイル表面を傷めないように清掃し、汚れを取り除かなければならない。やむを得ず清掃に酸類を用いる場合は、清掃前に十分水湿しをし、酸洗後は直ちに水洗いを行い、酸分が残らないようにしなければならない。なお、金物類には、酸類が掛からないように養生を行わなければならない。

### 3-13-7 石仕上げ工

1. 石仕上げ工については、第9編3-7-14石材系舗装工の規定による。
2. 受注者は、乱形平石張りの施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さをそろえて目地入れ作業を行い、仕上げなければならない。
3. 受注者は、方形平石張りの施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さをそろえ、目地幅は整形とし、目地入れ作業を行い仕上げなければならない。



## 第14節 公園施設等撤去・移設工

### 3-14-1 公園施設撤去工

公園施設撤去工については、第9編1-10-2公園施設撤去工の規定による。

### 3-14-2 移設工

移植工の施工については、第9編1-10-3移設工の規定による。

### 3-14-3 伐採工

伐採工の施工については、第9編1-10-4伐採工の規定による。

### 3-14-4 発生材再利用工

発生材再利用工の施工については、第9編1-10-5発生材再利用工の規定による。

目 次

<b>第 10 編 電気通信設備・施設機械編</b> .....	1
<b>第 1 章 電気通信設備工事</b> .....	1
<b>第 1 節 適用</b> .....	1
<b>第 2 節 一般事項</b> .....	1
1-2-1 施工計画書.....	1
1-2-2 承諾図書.....	2
1-2-3 承諾済の承諾図書.....	2
1-2-4 受注者による発注者の図面の使用.....	2
1-2-5 完成図書及び施工図.....	2
1-2-6 管理記録の整理.....	3
<b>第 2 章 施設機械工事</b> .....	4
<b>第 1 節 適用</b> .....	4
<b>第 2 節 一般事項</b> .....	4
2-2-1 施工計画書.....	4
2-2-2 承諾図書.....	4
2-2-3 承諾済の承諾図書.....	4
2-2-4 受注者による発注者の図面の使用.....	4
2-2-5 完成図書及び施工図.....	4
2-2-6 管理記録の整理.....	4

## 第10編 電気通信設備・施設機械編

### 第1章 電気通信設備工事

#### 第1節 適用

1. 電気通信設備工事は 施設機械工事等共通仕様書（農林水産省農村振興局整備部設計課編集）第2章 機器及び材料、第3章 共通施工、第12章電気設備、第13章水管理制御設備、施設機械工事等施工管理基準、施設機械工事完成図書等作成要領による。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

#### 第2節 一般事項

##### 1-2-1 施工計画書

受注者は、第1編1-1-6施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。  
また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。  
ただし、簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 工場及び現場組織表（品質管理組織表を含む）
- (4) 指定機械（使用機械）
- (5) 施工要領
  - ①製作要領
  - ②溶接要領
  - ③塗装要領
  - ④輸送要領
  - ⑤主要資材
  - ⑥据付要領（主要機械、仮設備計画、施設操作手順、工事用地等を含む）
  - ⑦段階確認・検査要領
- (6) 施工管理計画（出来形、品質、写真等）
- (7) 安全管理（工場、現場）
- (8) 緊急時の体制及び対応（施設誤操作時の対応を含む）
- (9) 交通管理
- (10) 環境対策
- (11) 現場作業環境の整備
- (12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) 創意工夫等
- (15) その他

### 1-2-2 承諾図書

第1編第1章1-1-45に定める提出書類に加え受注者が本体工事着手前に**提出**し承諾を受けるものは以下のとおりとする。

なお、監督員がその事項について補足を求めた場合には、追記するものとする。

#### (1) 実施仕様書

① 工事概要

② 設計条件

③ 実施仕様

ア. 詳細仕様

イ. 使用材料

ウ. 構造説明

エ. その他必要なもの

#### (2) 計算書

① 設計計算書

② 計算根拠

③ 数量計算書(質量、延長、塗装面積等)

ただし、施工数量の承諾及び協議に必要な場合にのみ提出する。

④ その他必要なもの

#### (3) 詳細図等

① 全体図

② 平面図

③ 断面図

④ 詳細図

⑤ 制御フロー図

⑥ 単線結線図

⑦ その他必要なもの

### 1-2-3 承諾済の承諾図書

静岡県建設工事請負契約約款の規定を除き、承諾済の承諾図書を変更しようとするときは、軽微なものを除き、発注者と**協議**するものとする。

### 1-2-4 受注者による発注者の図面の使用

発注者又は監督員から受注者に**提出・提示**された**設計図書**及びその他資料の内容については、発注者が所有権を有するものとする。

受注者は、これらの資料を発注者の同意を得ないで契約遂行目的以外の使用、複製又は第三者に開示してはならない。

### 1-2-5 完成図書及び施工図

受注者は、工事完成時に、受注者の費用負担により完成図書及び施工図を「施設機械工事完成図書等作成要領」及び「工事完成図書の電子納品要領(案) 機械設備工事編」又は「工事完成図書の電子納品要領(案) 電気通信設備編」により作成し、監督員に**提出**しなければならない。

なお、受注者は、設備の改造、機器更新等を施工し、既存の施工図の内容と相異が生じる部分が発生した場合、施工図の内容の追加及び修正を受注者の費用負担により実施するものとする。

#### 1-2-6 管理記録の整理

受注者は、実施した工事（新設、改造を含む）の施工内容等について維持管理に必要な設備管理記録へ必要事項を適正に記入し、**提出**しなければならない。なお、設備管理記録の様式については別途監督員の**指示**による。

## 第2章 施設機械工事

### 第1節 適用

1. 水門設備、揚（用）排水ポンプ設備、除塵設備、ダム管理設備、水管橋上部工、その他これに類する機械工事は 施設機械工事等共通仕様書（農林水産省農村振興局整備部設計課編集）第2章機器及び材料、第3章 共通施工、第4章水門設備、第5章ゴム引布製起伏堰設備、第6章揚（用）排水ポンプ設備、第7章除塵設備、第8章ダム管理設備、第9章鋼製付属設備、第11章水管橋上部工、施設機械工事等施工管理基準、施設機械工事完成図書等作成要領による。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

### 第2節 一般事項

#### 2-2-1 施工計画書

施工計画書については第10編第1章1-2-1の規定による。

#### 2-2-2 承諾図書

承諾図書については第10編第1章1-2-2の規定による。

#### 2-2-3 承諾済の承諾図書

承諾済の承諾図書については第10編第1章1-2-3の規定による。

#### 2-2-4 受注者による発注者の図面の使用

受注者による発注者の図面の使用 については第10編第1章1-2-4の規定による。

#### 2-2-5 完成図書及び施工図

完成図書及び施工図については第10編第1章1-2-5の規定による。

#### 2-2-6 管理記録の整理

管理記録の整理については第10編第1章1-2-6の規定による。

# 品質証明実施基準

この品質証明実施基準は、農林土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-24「品質証明」に規定する品質証明の実施手順を定めたものである。

## 1. 目的

この基準は、農林土木工事の施工にあたり、受注者が「契約図書が要求する工事目的物の品質」を証明する事により、施工管理技術及び品質の信頼性確保を目的とする。

## 2. 適用

この基準は、当初請負金額が1億円以上の工事及び低入札価格調査対象工事に適用する。

## 3. 品質証明員に関する手続き等

受注者は、農林土木工事共通仕様書の規定により品質証明員を定め、監督員に品質証明員通知書を提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

提出は「主任技術者等通知書」と同時とする。

## 4. 実施方法

品質証明員は、下記の方法による品質確認を実施するものとする。

### (1) 「施工計画書」

- ① 施工計画書の提出前に、全ての記載事項が「契約図書及び関係図書」と整合し、「現場条件」を反映していることを確認する。
- ② 変更施工計画書も同様とする。

### (2) 「材料仕様」、「施工方法」、「品質等管理方法」

- ① 契約工事のうち、主たる工種（指定仮設を含む）の工程について、「施工計画書」に記載した材料仕様、施工方法及び管理方法と整合していることを確認する。
- ② 臨場により確認する工程及び時期は以下とする。  
臨場は、代表箇所1回程度とする。

(事例)

- ・コンクリート工：打設・養生施工時
- ・表層工：敷均・転圧施工時
- ・盛土工：敷均・転圧施工時
- ・組立工：鋼製部材現場組立施工時

### (3) 「データ確認及び実測」

- ① 検査（完成・一部完成・出来形・中間検査）前に、出来形、品質に係る管理データ（写真を含む）の精査、実測により施工精度、能力を確認し、施工方法及び管理方法の妥当性を評価する。
- ② 管理データの確認頻度は「静岡県建設工事検査要領」に準ずるものとする。

(4) 「管理書類の確認」

- ① 検査（完成・一部完成・出来形・中間）前に、契約、工程、安全等に係る管理書類を精査し、施工に必要なプロセスの「契約図書及び関係図書」に基づく適性を確認する。

**5. 品質証明書の内容及び実施時期**

受注者は、品質証明の内容及び実施時期を第1編 1-1-6「施工計画書（16）その他」に品質証明書（様式 27-1）を記載しなければならない。

**6. 実施結果の提出等**

- (1) 品質証明員は、実施結果を品質証明書により提示又は提出しなければならない。
- (2) 提出時期は、一部完成検査・出来形検査・中間検査・完成検査時とする。

**7. 品質証明員の立会**

検査員が立会を求めた場合、品質証明員は当該検査に立会わなければならない。



年 月 日

# (計 画 ・ 実 施) 品 質 証 明 書

工事名: \_\_\_\_\_

品 質 証 明 記 事				
品質証明事項	実 施 日	箇 所	品質証明員 氏名	記 事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所  
氏名

様式 27-2

農林土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-24

年 月 日

総括監督員

様

受 注 者

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

### 品質証明員通知書

年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、農林土木  
工事共通仕様書第 1 編 1-1-24 に基づき、下記のとおり品質証明員を通知します。

平成 年度	工事
工事名	

記

品質証明員 ○ ○ ○ ○

様式 27-2

農林土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-24

## 経 歴 書

現 住 所 静岡県

氏 名 年 月 日生

学 歴 年 月 卒業

入 社 年 月

職 歴 別紙のとおり

資 格 年 月 1 級〇〇施工管理技士 No.

年 月 監理技術者資格者証 No.

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

様式 27-2

農林土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-24

氏 名		○	○	○	○	(P2-1)	
職 歴		年	月	から		(主任技術者、監理技術者)	工事
		年	月	まで			
職 歴		年	月	から	(	)	工事
		年	月	まで			
職 歴		年	月	から	(	)	工事
		年	月	まで			
職 歴		年	月	から	(	)	工事
		年	月	まで			
職 歴		年	月	から	(	)	工事
		年	月	まで			
職 歴		年	月	から	(	)	工事
		年	月	まで			
職 歴		年	月	から	(	)	工事
		年	月	まで			



(例)

番 号

# 1級技術検定合格証明書

本 籍 静岡県

氏 名

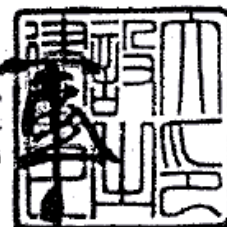
昭和 年 月 日生

建設業法の規定に基づく平成11年度土木  
施工管理に関する1級の技術検定に合格し  
たことを証し、1級土木施工管理技士と称す  
ることを認める。

平成 年 月 日

建設大臣

中山正暉



(例)

(表面)

氏名				年	月	日生	本籍		
住所									
写 真	初回交付	年	月	日	交付	年	月	日	
	交付番号	第			号				
	<b>監理技術者資格者証</b>								
		年 月 日			まで有効		印		
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者									
所属建設業者					許可番号				
有する資格									
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゅ板方塗防内機絶通園井具水消清解								
有・無									

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了番号:第	号	修了年月日:	
	氏名:	生年月日:		
	講習実施機関名:	印		
資格者証備考	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			

## 品質証明書(チェックリスト)

1. 工事名

2. 工期                    年   月   日   ～                    年   月   日

3. 施工業者名

証明項目	確認項目	確認内容	確認時期					記事
			着手前	施工中			完成時	
契約	設計図書の照査	・ 共仕第1編共通編第1章総則1-1-3の2に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	
		・ 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工時適宜)	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	
施工体制	施工体制台帳 施工体系図	・ 共仕第1編共通編第1章総則1-1-13に基づき作成され、体系図は提示されている。 (着手前、施工時適宜)	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐		
施工計画	施工計画書	・ 施工(変更を含む)に先立ち、提出した。 (着手前、変更時)	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐		
		・ 記載内容が、設計図書・共仕・現場条件等を反映している。(着手前、変更時)	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐		
		・ 出来形・品質・安全の確保のための対策など、施工に関する工夫が記載されている。 (着手前、変更時)	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐		
工程管理 施工管理	工程進捗の確認 見直しの実施	・ 計画工程と実施工程を対比し、進捗状況を把握している。(施工時適宜)	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	
		・ 工程の遅れ、現場条件の変化などに対応して臨機応変に施工体制を整え、工程管理している。(施工時適宜)	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	
	計画と実施状況	・ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。 (着手時、施工時適宜)	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐		
		・ 記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。(施工時適宜)		☑ ☐	☑ ☐	☑ ☐		

証明項目	確認項目	確認内容	確認時期				記事
			着手前	施工中		完成時	
施工管理	材料仕様確認	・工事材料の資料の整理及び品質確認がなされ、管理している。(施工時適宜)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	測定・試験	・設計図書、仕様書等で定められた測定・試験を実施している。(施工時適宜)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	指定建設機械の確認	・指定建設機械(排ガス対策型・低騒音型・低振動型)を使用している。(施工時適宜)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	出来形管理	・施工計画書の出来形管理計画に基づき、実施している。(施工時適宜)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・出来形管理表による出来形の確認(施工時適宜、完成時)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	品質管理	・施工計画書の品質管理計画に基づき、実施している。(施工時適宜)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・品質管理図表による品質の確認(施工時適宜、完成時)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	写真管理	・施工計画書の写真管理計画に基づき、実施している。(施工時適宜)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・写真は分類・整理されている。(施工中適宜、完成時)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
安全管理	記録・写真	・施工計画及び社内安全管理規定に基づき実施し、記録が整備されている。(施工中適宜、完成時)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	安全訓練の実施	・訓練の内容は現場の作業状況に即したもので、毎月実施し、記録が整備されている。(施工中適宜、完成時)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	過積載防止指導	・過積載防止に取り組んだ記録がある。(施工時適宜)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	重機操作の安全	・誘導員の配置、重機作業範囲への作業員立入禁止措置など実施した記録がある。(施工時適宜)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	保安施設等の設置	・施工計画に基づき、的確に設置し、維持し、かつ記録がある。(施工時適宜)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全パトロール	・各種パトロールが実施され、指摘事項に対する是正がなされている記録があ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



証明項目	確認項目	確認内容	確認時期				記事	
			着手前	施工中		完成時		
環境対策	騒音・振動・塵 ・ 峡・水質汚染等 の適切な処置	・ 施工内容に即した適切な処置がなされ、 記録されている。  (施工時適宜)		✓ □	✓ □	✓ □		
	苦情に対する 適切な処理	・ 苦情がない、または適切に処理され、そ の記録がある。  (施工時適宜)		✓ □	✓ □	✓ □		
	建設廃棄物の 適切な処理	・ 工事で発生する廃棄物を正確に把握し、 適切に処理し、マニフェスト等の記録が整 備されている。  (施工時、完成時)		✓ □	✓ □	✓ □	✓ □	
	再生資源の適 切な処理	・ 「再生資源利用計画書」及び「再生資源 利用促進計画書」が作成されている。  (着手時、完成時)	✓ □				✓ □	
現場作業環境	イメージアッ プ実施	・ 実施した記録、写真がある。  (施工時適宜)		✓ □	✓ □	✓ □		
書類管理	指示・承諾・協 議等の適切な 処理	・ 共仕に基づき適切な時期に処理され、欠 落がない。  (施工時適宜、完成時)		✓ □	✓ □	✓ □	✓ □	

上記の通り社内検査した結果、工事請負契約書・図面・仕様書・その他関係図書に示された品質を確保している事を確認したので、証明します。

品質証明員

## 経済産業部契約後 V E方式実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案（以下「V E提案」という。）を受け付ける契約後 V E方式を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 契約後 V E方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、原則、予定価格 1 千万円以上の工事とする。

(提案を求める範囲)

第 3 条 発注者が、V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事的目的物の変更を伴わない範囲とする。

なお、以下の提案は、V E提案の範囲に含めないものとするが、工事の実状に照らし個々に定めることとし、設計図書で明記するものとする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う変更
- (2) 約款第 18 条に基づき条件変更が確認された後の提案
- (3) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項として定めた、同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(提案の受領)

第 4 条 発注者は、受注者から V E提案が提出されたときは、直ちに提案内容を確認し、受領するものとする。ただし、V E提案の内容が本要領第 3 条に合致しない場合は、この限りでない。

- 2 発注者は、受注者から提出された V E提案に不足があるときは、1 項に規定する V E提案の受領前に、受注者に対して V E提案に関する資料、図書その他の書類の追加訂正を請求することができる。

(提案の提出期間等)

第 5 条 受注者は、V E提案を契約の締結日より、当該 V E提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。なお、15 日間以上の提案準備期間が確保されるよう、工期設定において配慮するものとする。

提案の回数は原則として 1 回とするが、工事の実状に照らし適宜対応することができるものとする。

(提案の審査)

第6条 VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価するものとする。

2 VE提案の審査を行うため、別に定めるところにより、契約後VE審査委員会を設けるものとする。

(提案の採否の通知)

第7条 発注者は、VE提案の採否について、原則としてVE提案の受領後14日以内に、書面により受注者に通知するものとする。なお、発注者は、期間を極力短縮するように努めるものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

(VE提案が適正と認められた場合の設計変更等)

第8条 発注者は、受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは、設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合は、請負代金額を変更しなければならない。

3 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という)を削減しないものとする。

4 VE提案が適当と認められた後、約款第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由(不可抗力や予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

5 VE管理費に関する支払いは、VE提案に関する部分が完了したと認められる場合に支払いの対象になるものとする。

(提案の評定)

第9条 VE提案及び当該提案に基づく工事施工結果等については、交通基盤部が定める土木工事VE提案評定基準を準用し、契約後VE審査委員会において評定を行うものとする。

(提案内容の保護)

第10条 VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状況となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(責任の所在)

第11条 発注者がVE提案等を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

(入札説明書及び特記仕様書に明示する事項)

第12条 発注者が、第3条による提案を求める場合において、入札説明書及び特記仕様書に次の事項を加える。

(1)入札説明書

ア 契約後VE方式の実施工事であること

イ 詳細を特記仕様書で明記していること

(2)特記仕様書

ア 第3条、第6条第1項及び第7条から第11条に関すること

イ VE提案を提出する際の様式

(その他)

第13条 その他必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月10日から施行する。 \_

## 共通仕様書「共通編」に基づく主な提出書類等一覧表

NO.	提出書類名	農林土木工事共通仕様書	建設工事請負契約約款
(1)	(請負代金内訳書)	1-1-4 請負代金内訳書	第3条 (工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報)
2	工程表	1-1-5 工程表及び工事工程月報の提出	
3	工事工程月報 ※		
4	主任技術者等通知書		第10条 (現場代理人及び主任技術者等)
5	指示・承諾・協議・提出・報告書 ※		第1条 (総則)
6	施工計画書	1-1-6 施工計画書	第11条 (履行報告)
7	施工体制台帳	1-1-13 施工体制台帳	第7条 (下請負人の通知)
8	再下請負通知書		
9	施工体系図		
10	作業員名簿		
11	補助技術者通知書	1-1-15 調査・試験に対する協力	
12	工期延長請求書	1-1-18 工期変更	第21条 (乙の請求による工期の延長の請求)
13	変更工程表		
14	支給材料受領書 ※	1-1-19 支給材料及び貸与品	第15条 (支給材料及び貸与品)
15	支給材料受払簿		
16	支給品精算書 ※		
17	貸与品借用書		
18	貸与品返納品		
19	現場発生品届 ※	1-1-20 工事現場発生品	第11条 (履行報告)
20	再生資源利用計画書 (実施書)	1-1-21 建設副産物	第11条 (履行報告)
21	再生資源利用促進計画書 (実施書)		
22	搬入・搬出調書		
(23)	(品質証明実施基準による) ※	1-1-24 品質証明	
(24)	(「レディーミクストコンクリート取扱基準」)	第2編第1章第2節 工事材料の品質	第13条 (工事材料の品質及び検査等)
(25)	(「セメントコンクリート製品取扱基準」)		
(26)	(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)		
(27)	(「盛土材料取扱基準」)		
28	使用材料品質証明書		
29	材料検査簿		
30	段階確認・立会願 ※		
(31)	(土地改良工事数量算出要領(案)及び森林整備保全事業設計積算要領による)	1-1-23 数量の算出 1-1-26 工事完成図	第18条 (条件変更等)
32	完成届出書	1-1-27 完成検査	第31条 (検査及び引渡し)
33	修補完了届出書	1-1-27 完成検査	
34	出来形確認請求書	1-1-28 出来形検査等	第37条 (部分払)
(35)	(「農林土木工事施工管理基準」による)	1-1-30 施工管理	第11条 (履行報告)
36	工事記録簿 (提示)	1-1-31 履行報告	
37	安全・訓練等の実施記録	1-1-33 工事中の安全確保	
38	工事事務等発生報告書	1-1-36 事故報告書	
39	休日・夜間作業届 ※	1-1-43 施工時期及び施工時間の変更	
40	天災その他不可抗力による損害負担請求書	1-1-46 不可抗力による損害	第29条 (不可抗力による損害)
(41)	(掛金収納書)	1-1-48 保険の付保及び事故の補償	第11条 (履行報告)
42	県産材利用報告書	1-1-55 県産木材の使用	第11条 (履行報告)
43	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	1-1-58 総合評価落札方式	第52条 (補則)
44	VE提案書	1-1-59 契約後VE提案	第1条 (総則)

※ 情報共有システム利用においては国土交通省様式の準用を可とする





## 主任技術者等通知書

1 建設工事名

\_\_\_\_\_工事  
(      年    月    日契約締結)

2 主任技術者等の氏名

区 分	職 名	氏 名	担当工事種類	資格区分	
				第 7 条 第 2 号	第 15 条 第 2 号
主任技術者				イ・ロ・ハ	
専任の主任技術者				イ・ロ・ハ	
監理技術者					イ・ロ・ハ
監理技術者補佐				イ・ロ・ハ	イ・ロ・ハ
専任の監理技術者					イ・ロ・ハ
現場代理人					
専門技術者				イ・ロ・ハ	

先に請負契約を締結した建設工事の主任技術者等の氏名等を、上記のとおり通知します。

年    月    日

発注者 職 名            氏            名 様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

備考 資格区分欄は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロもしくはハ又は第 15 条第 2 号イ、ロもしくはハのうち、該当するものを○で囲むこと。



NO.5

建設工事監督要領 様式-1 (第6条関係) (用紙 日本産業規格 A4版)

工事番号										指示・承諾・協議・提出・報告書			
建設工事名		年度			工事			請負代金額		円			
建設工事箇所		市 町			郡			着手 年月日		年 月 日			
								完成		年 月 日			
下記のように指示、承諾、提出、報告する。 願いたい。  年 月 日							契約担当者						
							監督員						
							受注者						
							現場代理人						
上記について承諾する。受理する。  年 月 日							契約担当者		※承諾の場合は署名とする。				
							監督員						
							受注者						
							現場代理人						

- 注 1. 不用な文字は=で消すこと。  
 2. 起案用、監督用、受注者用の3部複写とする。  
 3. 起案用は上欄に決裁欄を設ける。

NO.6

施工計画書（表紙）

年 月 日

# 施 工 計 画 書

総括監督員

様

受 注 者  
現場代理人

年度 工事 施工計画書について（提出）

標記について農林土木工事共通仕様書 第1編1-1-6に基づき提出します。

## 目 次

(1)	工事概要 .....	○
(2)	計画工程表 .....	○
(3)	現場組織表 .....	○
(4)	指定機械（使用機械） .....	○
(5)	主要船舶・機械 .....	○
(6)	主要資材 .....	○
(7)	施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） .....	○
(8)	施工管理計画 .....	○
(9)	安全管理 .....	○
(10)	緊急時の体制及び対応 .....	○
(11)	交通管理 .....	○
(12)	環境対策 .....	○
(13)	現場作業環境の整備 .....	○
(14)	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 .....	○
(15)	創意工夫等 .....	○
(16)	その他 .....	○

### 施工体制台帳

[会社名・事業者ID] \_\_\_\_\_

[事業所名・現場ID] \_\_\_\_\_

建設業の 許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号

工事名称 及び 工事内容				
発注者 及び 住所				
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日	年 月 日

契約 営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
------	--	----------------	--

現場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
------------	--	----------------	--

監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
------------------	-----------	------	--

監理技術者 補佐名		資格内容	
--------------	--	------	--

専門 技術者名		専門 技術者名	
------------	--	------------	--

資格内容		資格内容	
------	--	------	--

担当 工事内容		担当 工事内容	
------------	--	------------	--

一号特定技能外 国人の従事の 状況(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名 ・事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の可 許	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外 国人の従事 の状況(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事 の状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事 の状況(有無)	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

## 再下請負通知書

直近上位  
注文者名 \_\_\_\_\_

【報告下請負業者】

住 所 \_\_\_\_\_

元請名称 ・事業者ID	
----------------	--

会 社 名  
・事業者ID \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監督員名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
現場代理人名	雇用管理責任者名
権限及び 意見申出方法	専門技術者名
主任技術者名	資格内容
専任 非専任	担当工事内容
資格内容	

一号特定技能外 国人の従事の様 況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の様 況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の様 況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 ・事業者ID			代表者名		
住所 電話番号					
工事名称 及び 工事内容					
工期	自	年	月	日	契約日
	至	年	月	日	年
					月
					日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号
					年
					月
					日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---	-------------------	---	---

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)



施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	自 年 月 日
	至 年 月 日

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名 主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門 工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事 内容	
工期	年月日～年月日





NO.10  
様式第6号

作業員名簿  
( 年 月 日作成)

事業所の名称  
・現場ID \_\_\_\_\_  
所長名 \_\_\_\_\_

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名  
・事業者ID \_\_\_\_\_

元請  
確認欄  
提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(次)会社名  
・事業者ID \_\_\_\_\_

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
	氏名			年齢	年金保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日
	技能者ID			年 月 日	/					年 月 日
				歳	/					年 月 日
				年 月 日	/					年 月 日
				歳	/					年 月 日
				年 月 日	/					年 月 日
				歳	/					年 月 日
				年 月 日	/					年 月 日
				歳	/					年 月 日
				年 月 日	/					年 月 日
				歳	/					年 月 日
				年 月 日	/					年 月 日
				歳	/					年 月 日
				年 月 日	/					年 月 日
				歳	/					年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- ① …現場代理人    ② …作業主任者 (注) 2.)    ③ …女性作業員    ④ …18歳未満の作業員
- ⑤ …主任技術者    ⑥ …職 長    ⑦ …安全衛生責任者    ⑧ …能力向上教育    ⑨ …危険有害業務・再発防止教育
- ⑩ …外国人技能実習生    ⑪ …外国人建設就労者    ⑫ 1特 …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の兼任としなければならない。

- (注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
- (注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
- (注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。
- (注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- (注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
- (注) 10. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
- (注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:資格○〇基幹技能者、○級○〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。
- (注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

## 補 助 技 術 者 通 知 書

## 1 工事名

工事

---

(        年   月   日契約締結)

## 2 補助技術者の氏名

区 分	職 名	氏 名	資格区分
			第7条第2号
補助技術者			イ ロ ハ

先に請負契約を締結した建設工事の補助技術者の氏名等を、上記のとおり通知します。

年   月   日

発注者 職名   氏名   様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

備考 資格区分欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものを○で囲むこと。なお、監理技術者資格証を有するものとした場合は、資格区分を「第27条の18第1項」とし、イロハに替え「監理技術者」と記すこと。









## 支 給 品 精 算 書

年 月 日

様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

工 事 番 号

建 設 工 事 名

年 月 日締結した請負契約に基づく支給品について、下記のとおり精算しました。

記

品 名	規 格	単 位	数 量			摘 要
			支給数量	使用数量	残 数 量	

上記の支給品精算書は事実に相違ないことを証明する。

監督員

## 貸 与 品 借 用 書

年 月 日

様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

工 事 番 号

建 設 工 事 名

年 月 日締結した請負契約に基づく下記物品借用しました。

記

品 名	規 格	単 位	数 量	貸与期間	受領場所	返納場所	貸与条件



# 貸与品返納書

年 月 日

様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

工 事 番 号

建 設 工 事 名

年 月 日締結した請負契約に基づく貸与品について、下記のとおり返納します。

記

品 名	規 格	単 位	数 量	返納場所	摘 要

現場発生品届

1. 建設工事名

2. 建設工事箇所

現場発生品調書

品名	規格・形状・寸法	数量	単位	備考

上記のとおり発生したのでお届けします。

年 月 日

総括監督員 様

受注者

現場代理人





NO.22

農林土木工事共通仕様書第1編1-1-21

### 搬入・搬出調書

[様式-3]

再生材 発生資源 名称	規格	搬入 搬出 量(t or m3)	年月日	搬入 搬出 先	備考

注) 適用しないものは            で消すこと。

## 使用材料品質証明書

年 月 日

監督員 様

受注者  
現場代理人

工事番号

建設工事名

標記建設工事について、下記の材料の品質を証明する資料を提出します。

記

材料名	品質規格	単位	使用数量	製造メーカー及び工場名	備考

NO.29

建設工事執行規則 様式第13号(第24条関係)(用紙 日本工業規格A4横型)

## 材 料 検 査 簿

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所

品 種	規 格	設計数量	単 位	検査年月日	検査数量	合格数量	不合格数量	累計合計 数 量	検 印

NO.30

建設工事監督要領 様式—7 (第6条関係)

### 段階確認・立会願

工事名：

受注者名：

#### 確 認 書

NO	発議日	報告者氏名	確認内容			施工予定時期 年月日	確認方法	確 認 年月日	確認結果	確認者	監督員 確認年月日
			種 別	細 別	確認項目						
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

- ※ ① この段階確認簿をもって、段階確認が実施され、確認されたものとする。なお、監督職員から段階確認の実施の通知については、「確認年月日」をもって通知とする。  
 ② 完成図書には、最終時のものを添付する。  
 ③ 報告者、監督員の押印は省略する。



## 完 成 届 出 書

1 建設工事名

2 建設工事箇所  
市 町  
郡

3 請負代金額 円

4 契約年月日 年 月 日

5 工 期 着 手 年 月 日  
完 成 年 月 日

6 完成年月日 年 月 日

上記のとおり完成したので、届け出ます。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

## 修 補 完 了 届 出 書

1 建設工事名

2 建設工事箇所  
市 町  
郡

3 請負代金額 円

4 契約年月日 年 月 日

5 工 期 着 手 年 月 日  
完 成 年 月 日

6 完 成 年 月 日 年 月 日

7 検 査 年 月 日 年 月 日

8 修 補 事 項

9 修補完了年月日 年 月 日

上記のとおり修補を完了したので、届け出ます。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

## 出来形確認請求書

1 建設工事名

2 建設工事箇所  
市 町  
郡3 工 期 着 手 年 月 日  
完 成 年 月 日

4 請負代金額 円

5 出来形の内容

工種	単位	設計 数量 A	出来高 数量 B	出来高歩合 $B \div A$ $\times 100 = C$	構成 比率 D	通計 出来高 歩合 $C \times D$	摘要
				%		%	
計							

年 月 日現在における第 回出来形の確認を請求します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

## 工 事 記 録 簿

建設工事名	
建設工事箇所	
着手年月日	
完成年月日	

年 月 日 (曜日)	天 候	記 録	摘 要

備考 1 記録欄には、現在の作業状況若しくは安全・訓練等の実施状況又は監督員の指示若しくは指示等に対する処理状況等について記入すること。  
 2 摘要欄については、指示等を行った監督員名等を記入すること。

参考 立会、協議、段階確認等の状況についても摘要欄に記入し、監督員名等（総括、主任、担当）を記入すること。

## 安全・訓練等の実施記録

実施年月日	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時
実施場所	
参加者	安全管理者 氏 名、外作業員 名
研修訓練等の内容	
<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	
<div style="border: 1px solid black; width: 50%; margin: auto; padding: 20px;"> <p>実施状況写真の添付</p> </div>	

発注者 様   受注者 住 所 商 号 氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)	年 月 日
<h3>工 事 事 故 等 発 生 報 告 書</h3>	
商号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	大臣 ( 一 ) 第 号 知事
営業所所在地	
関係工事名	
工事箇所	
発生時期	
発生場所	
<p>(内容) 別紙のとおり。とし次の事項を記入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事故の概要                         <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事故当日の現場の状況</li> <li>2) 事故の内容、死傷者の氏名、年齢、怪我等の状況、現場代理人、主任技術者、監督員、その他関係者の氏名等</li> </ol> </li> <li>2. 警察署、労働基準監督署の見解</li> <li>3. 1/50,000 位置図、工事平面図、作業状況の分かる図面及び写真、契約書、工程表、主任技術者等通知書の写</li> <li>4. その他必要なもの</li> </ol>	

注1. 事故発生後電話で速報を行い、追って速やかに文書報告を発注者に行う。

NO.39

農林土木工事共通仕様書第1編 1-1-43

### 休日・夜間作業届

工事名：

受注者名：

NO	届出年月日	作業年月日	作業時間	作業内容、作業場所	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

※ 月単位等で、事前にまとめて報告してもよい。（途中、変更があれば修正して提出する。）

## 天災その他不可抗力による損害負担請求書

1. 建設工事名

2. 建設工事箇所  
市 町  
郡

3. 工 期 着 手 年 月 日  
完 成 年 月 日

年 月 日 により上記の建設工  
事に関して別紙のとおり損害を生じたので、静岡県建設工事請負契約約款第 29 条第 3 項の規定に基づき  
損害額の負担を請求します。

年 月 日

発注者 職名 氏 名 様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

注 天災等により、出来形部分等に損害が生じた場合には、担当監督員に報告し、現場調査が完了し出来形が確認  
されてから損害明細書を作成するものとする。



## 損 害 明 細 書

工種、工事仮設物、材料、建設機械器具の名称	数 量	単 位	金 額	備 考
計			円	金額欄は合計額のみ記入する。

## 県産材利用報告書

工事名：

### ① 指定されているもの

工種	樹種	木材使用量 (m3)	左記のうち、県産材 (m3)	
			購入材	現地発生材

1. 県産材の使用の無いものは記入不要

2. 現地発生材には災害等による倒木や、他工事の伐採木なども含む。

### ② 指定されていないもの

工種	樹種	木材使用量 (m3)	左記のうち、県産材 (m3)	
			購入材	現地発生材

1. 県産材の使用の無いものは記入不要

2. 現地発生材には災害等による倒木や、他工事の伐採木なども含む。

3. 他工事で使用した仮設材、現場管理資材を流用した場合は含めない。新材（新品）のみ記入。

4. 具体例：仮設材（型枠材、仮橋、足場材、丁張材、土留柵、その他）現場管理資材（工事看板、工事掲示板、現場事務所、休憩施設、バリケード、仮設柵、修景用フラワーポット、他）

総括監督員	主任監督員	担当監督員

総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート

工事名			
工事場所			
技術提案等の内容(*1)			
<p>写真や図面を添付する。なお、必要に応じて別葉とする。</p>			
<p>*1 技術提案等とは、標準型の「技術提案」、簡易型Ⅰの「簡易な施工計画」です。技術提案内容により、履行確認が複数回必要な場合は適宜実施する。</p>			
履行確認結果	確認日	年 月 日	
	確認者のサイン		

提出日： 年 月 日

# V E 提 案 書

発注者

様

受注者  
住 所  
氏 名

静岡県建設工事請負契約約款第 19 条の 2 に基づき V E 提案書を提出いたします。

工事名：  工事場所：  契約締結日：	連絡者  氏名  TEL  FAX	
V E 提案の概要		
番号	項 目 内 容	概算低減額（千円）
概 算 低 減 額 合 計		

注) 記入欄が不足する場合には、V E 提案の概要部分のみを別紙として添付してください。  
 なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものとする。

## 様式 2

番号		項目内容	
(1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比			
【現状】…略図等		【改善案】…略図等	
(2) 提案理由			
(3) VE提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入) ※必要に応じて、施工要領図、構造計算書を添付			
(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)			
(5) その他			



## 様式 4

番号		項目内容	
(1) 工業所有権の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項			
(2) VE提案が採用された場合に留意する事項（提案内容の公表に係る所見等）			

